

周防大島町告示第93号

平成21年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成21年12月4日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成21年12月11日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

神岡 光人君

平野 和生君

今元 直寛君

尾元 武君

中本 博明君

平川 敏郎君

安本 貞敏君

布村 和男君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

新山 玄雄君

魚原 満晴君

広田 清晴君

中村 美子君

魚谷 洋一君

松井 岑雄君

久保 雅己君

小田 貞利君

12月17日に応招した議員

12月18日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成21年12月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成21年12月11日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事(走路他)」)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係「平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事(インフィールド)」)
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第2号 平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第3号 平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第4号 平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第5号 平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第6号 平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第7号 平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第8号 平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第9号 平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第10号 周防大島町立小・中学校施設使用条例の制定について
- 日程第19 議案第11号 周防大島町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 周防大島町斎場条例の一部改正について
- 日程第23 議案第15号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第24 議案第16号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約

### の変更について

- 日程第25 議案第17号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第26 議案第18号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第27 議案第19号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第20号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第21号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第22号 周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第23号 周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第24号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第25号 動産の買入れについて（塵芥車）
- 日程第34 議案第26号 動産の買入れについて（周防大島町消防団積載車）
- 日程第35 議案第27号 動産の買入れについて（周防大島町消防団多目的積載車）
- 日程第36 議案第28号 動産の買入れについて（校務用コンピューター）
- 日程第37 議案第29号 動産の買入れについて（パソコン教室用パソコン機器）
- 日程第38 議案第30号 動産の買入れについて（電子情報ボード）
- 日程第39 議案第31号 周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負変更契約の締結について

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係「平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（走路他）」）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（変更契約・法180条関係「平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（インフィールド）」）
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第9 議案第1号 平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第2号 平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第3号 平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第4号 平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第5号 平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第6号 平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第7号 平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第8号 平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第9号 平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第10号 周防大島町立小・中学校施設使用条例の制定について
- 日程第19 議案第11号 周防大島町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第20 議案第12号 周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第14号 周防大島町斎場条例の一部改正について
- 日程第23 議案第15号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第24 議案第16号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第25 議案第17号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第26 議案第18号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について
- 日程第27 議案第19号 周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第20号 日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第21号 周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第22号 周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第23号 周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第24号 竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第25号 動産の買入れについて(塵芥車)
- 日程第34 議案第26号 動産の買入れについて(周防大島町消防団積載車)
- 日程第35 議案第27号 動産の買入れについて(周防大島町消防団多目的積載車)

- 日程第36 議案第28号 動産の買入れについて（校務用コンピューター）  
 日程第37 議案第29号 動産の買入れについて（パソコン教室用パソコン機器）  
 日程第38 議案第30号 動産の買入れについて（電子情報ボード）  
 日程第39 議案第31号 周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負変更契約の締結について

出席議員（19名）

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
16番 安本 貞敏君	17番 久保 雅己君
18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
20番 荒川 政義君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	代表監査委員 .....	相川 實君
副町長 .....	岡村 春雄君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	石原 得博君	総務部長 .....	中野 守雄君
産業建設部長 .....	平田 好男君	健康福祉部長 .....	田村 敏範君
環境生活部長 .....	松井 秀文君	久賀総合支所長 .....	山本 定雪君
大島総合支所長 .....	嶋元 則昭君	東和総合支所長 .....	松岡 千春君

橘総合支所長	.....	椎木 千明君		
会計管理者兼会計課長	.....			北杉 憲昌君
教育次長	.....	村田 雅典君	公営企業局総務部長	... 河村 常和君
総務課長	.....	西本 芳隆君	財政課長	..... 奈良元正昭君
政策企画課長	.....	星出 明君	税務課長	..... 橋本 澄夫君
契約監理課長	.....	上元 勝見君	商工観光課長	..... 西村 利雄君
公営企業局総務課長	...	藤田 隆宏君	公営企業局財政課長	... 村岡 宏章君

午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。ただいまから平成21年第4回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、神岡光人議員、4番、新山玄雄議員を指名いたします。

・

#### 日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る12月4日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月18日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月18日までの8日間とすることに決しました。

・

#### 日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年9月議会以降の諸般について、御報告いたします。

まず本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員より月

例現金出納検査（9、10、11月実施分）及び定期監査（9、10、11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布しております。

請願、陳情・要望等については、陳情・要望1件の提出がありました。陳情・要望5号平成22年度市町予算編成に際しての商工会助成については、皆様には既にお届けしておりますとおり議員配布といたします。

次に、系統議長会関係では、11月6日、山口市において、山口県町議会議長会定例会が開催され、平成22年度事業計画等についての協議がなされました。来年2月に正式に決定次第、議員各位にお知らせいたしたいと存じます。

なお、会長でありました末若憲二阿武町議会議長が退任されたことに伴い、当面副会長の上関町議会議長の山谷良数氏が会長職務代理者として会を運営してまいりますことをお知らせいたします。

また、阿東町が平成22年1月16日に山口市への編入合併となることから、本会も6町の組織となり、一段と厳しい財政状況を迎え、暗中模索の状況でございます。今後の運営に当たりまして、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げる次第でございます。

続きまして、11月11日、東京NHKホールにおいて、全国989の町村議会から関係者1,700名余りが一堂に会し、「真の分権型社会の創造を目指して」をメインテーマに、第53回全国町村議会議長全国大会が開かれ、出席をいたしました。

大会では、分権型社会の実現、町村税財源の充実強化、新過疎法制定促進、後期高齢者医療制度の廃止の4項目に関する特別議決を採択し、盛会裏に大会を終えました。

また前日の10日には、第28回離島振興市町村議会議長会全国大会に出席をし、過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月末をもって効力を失うことから、新過疎法の制定を強く求め、また我々関係議会人は、個性豊かで活力ある島づくりの実現を目指し、決意を新たに、さらに精進することを誓い合っていました。

次に、柳井地区広域市町議会議長会の臨時総会が文書持ち回り決済により行われ、22年度の事業計画については、第11回目となります議員研修会を来年7月27、28日のいずれかの実施予定と取り決め、研修の内容につきましては、当会事務局に一任いたしました。

続いて、町人会等関係では、9月27日の近畿東和会へ魚谷洋一議員が、10月18日の東京東和町人会へは田中隆太郎議員が、11月8日の近畿大島会へは今元直寛議員が、そして11月17日の東京大島郡人会へは広田清晴議員、松井岑雄議員、久保雅己議員、杉山藤雄議員と私、荒川政義の5名の議員が出席をいたしました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の和を広め、深め合い、そしてそれぞれの語らいの中から、ふるさとに対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、島を守る我々の責任の

重大さを改めて肝に銘じたことと存じます。関係議員の皆様、大変御苦労さまでした。また今後予定されております町人会関係についての出席について、今回定例会最終日に御議決をいただく予定にしております。

最後になりましたが、総務文教、民生、建設環境の各常任委員会と広報編集特別委員会から、それぞれ実施いたしました行政視察研修の報告書が提出されております。その写しをお手元に配布しておりますので、御高覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第４．行政報告並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第４、行政報告並びに議案の説明に入ります。町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。平成２１年第４回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の大変御多忙な折にもかかわりませず御参集賜りまして、熱く御礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、専決処分の報告２件、人権擁護委員に関する諮問２件、補正予算に関するもの９件、条例の制定１件、条例の一部改正５件、山口県市町総合事務組合等に関するもの３件、指定管理者の指定に関するもの６件、動産の買い入れ６件、工事の請負変更契約の締結１件であります。

まず報告第１号は、専決処分の報告についてであります。平成２１年度周防大島町陸上競技場改修工事（走路他）ですが、これにおきまして、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を専決処分により締結をいたしましたので、御報告するものであります。

報告第２号につきましても、専決処分の報告でございます。平成２１年度周防大島町陸上競技場改修工事（インフィールド）工事におきまして、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を専決処分により締結をいたしましたので、御報告するものでございます。

諮問第１号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。平成２２年３月３１日をもって任期満了となります人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の御意見を求めるものであります。

諮問第２号につきましても、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。橘地区に委員１名を平成２２年４月１日から増員することに伴う人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

議案第1号は、平成21年度周防大島町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ342万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億8,298万4,000円とするものであります。

補正の主なものは、給与改定に伴う職員人件費の調整や、耐震2次診断の結果を踏まえ、大島中学校屋内運動場を改築することとし、その実施設計等の計上であります。

議案第2号は、平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,180万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ34億1,666万2,000円とするものであります。

議案第3号は、平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ210万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9,481万5,000円とするものであります。

議案第4号は、平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,263万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億5,786万3,000円とするものであります。

議案第5号は、平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億6,107万4,000円とするものであります。

議案第6号は、平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ299万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億817万9,000円とするものであります。

議案第7号は、平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億7,973万1,000円とするものであります。

議案第8号は、平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ58万6,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を、歳入歳出それぞれ7,898万9,000円とするものであります。

議案第9号は、平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)についてであります。

収益的収入を2億1,140万3,000円減額し、42億9,875万5,000円、収益的支出を1億5,551万2,000円減額し、42億9,796万8,000円とし、資本的収入を2,000万円増額し、29億64万5,000円、資本的支出を2,000万円増額し、34億314万5,000円とするものであります。

議案第10号は、周防大島町立小中学校施設使用条例の制定についてであります。久賀中学校運動場の照明施設完成後の利用にかかる使用料の条例整備と、合併後、小中学校の体育館等の学校施設の利用料が条例として整備されていなかったことに伴います条例の制定についてであります。

議案第11号は、周防大島町個人情報保護条例の一部改正についてであります。統計法及び統計法施行令が本年4月1日に改正されたことに伴い、これらを引用している本条例の一部改正についてであります。

議案第12号は、周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてであります。渡船事業特別会計の健全化に向けて、情島航路、浮島航路の旅客運賃等の改定をお願いするものであります。

議案第13号は、周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてであります。山口県より権限委譲を受けている屋外広告物等許可申請事務について、県の条例改正にあわせて、その許可手数料を改正しようとするものであります。

議案第14号は、周防大島町斎場条例の一部改正についてであります。大島火葬場の廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第15号は、周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてであります。簡易水道事業特別会計の健全化に向けて、使用料金等の改定をお願いするものであります。

議案第16号から議案第18号までは、山口市と阿東町が合併することに伴いまして、一部事務組合等の地方公共団体の数の減少、規約の変更等に関するものであります。

議案第16号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第17号は、山口県市町総合事務組合の財産処分について、議案第18号は、山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてであります。

議案第19号から議案第24号までは、公の施設の指定管理者の指定につき、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第19号は、周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、議案第20号は、日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、議案第21号は、周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、議案第22号は、周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について、議案第23号は、周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について、議案第24号は、竜崎温泉「潮風の湯」の指定管理者の指定についてであります。

議案第25号から議案第30号までは、動産の買入れについてであります。

議案第25号は、じん芥車の買入れについてであります。更新のためのじん芥車の買入れにつきましては、指名競争入札の結果、周防大島町大字森の山下モータースが落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第26号は、周防大島町消防団積載車の買入れについてであります。更新のための消防団積載車の買入れにつきましては、指名競争入札の結果、周防大島町大字西安下庄の有限会社中本モータースが落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第27号は、周防大島町消防団多目的積載車の買入れについてであります。更新のための消防団多目的積載車の買入れにつきましては、指名競争入札の結果、周防大島町大字西屋代の杉山モータースが落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第28号は、校務用コンピューターの買入れについてであります。小中学校の教員を対象とした校務用コンピューターの買入れにつきましては、指名競争入札の結果、周防大島町大字西方の有限会社ふくやが落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第29号は、パソコン教室用パソコン機器の買入れについてであります。5つの中学校の生徒を対象としたパソコン機器の買入れにつきましては、指名競争入札の結果、周防大島町大字久賀の有限会社中谷事務機が落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第30号は、電子情報ボードの買入れについてであります。学校ICT環境整備事業の一環の電子情報ボードの買入れにつきましては、指名競争入札の結果、下松市大手町の株式会社周南コンピュータサービスが落札をいたしましたので、この業者と物品売買契約の締結をするため、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第31号は、周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負変更契約の締結についてであり

ます。本工事は、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中国社と契約をいたしておりますが、戸別受信機の設置数の減少のため、原契約を減額し、工事請負変更契約を締結するため、議会の御議決をお願いするものであります。

それでは、この際、行政報告を申し上げたいと思います。

まず、本町の新年度に向けての予算編成についてであります。

国の予算編成は、政権交代によって、概算要求の内容について、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、大きく見直されようとしたしております。たくさんありますが、その中でも特に心配をしていることは、地方交付税交付金が仕分け対象となり、制度の抜本的な見直し、改革を行うとの評決がなされ、地方財政計画の規模圧縮が必要との意見も付言されているところであります。

さらに、暫定税率の廃止に伴う自動車重量譲与税などの各交付金の大幅な減額に伴うその補てん措置が不明であることや、子供手当の創設に伴い、その財源の一部に地方負担を求めることも検討されているなど、新たな政策が今後どのようなようになるのか、依然として不透明なままであります。このような状況の中、新年度の地方財政対策がどのようなようになるのか、大きな不安を抱いているところであります。

しかしながら、私はこのような新年度予算の財源の見通しが立たない中であっても、予算編成のおくれを生じさせることがあってはならないということから、先月から新年度予算編成に取り掛かっているところであります。予算編成に当たりましては、政権交代に伴う国の予算編成の動向に十分注視しながら編成しなければならないことはもちろんであります。今後の財政運営に当たりまして、行政経費の徹底した節減合理化や財源の確保に努め、なお一層財政収支の均衡を図らなければならないと考えているところであります。

また政府は、12月8日、2009年度第2次補正予算に盛り込む、総額7.2兆円にのぼる緊急経済対策を閣議決定したところであります。雇用、環境、景気対策に加え、地方支援としてきめ細やかなインフラ整備等を支援する交付金や、地方交付税減少額の補てんなどが盛り込まれており、年明けの通常国会に提出される見込みであります。

本町といたしましても、対象事業が新年度予算への計上と二次補正への計上による財源ベースでの比較検討を十分行いながら、できるだけ有利な財源確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、在日米軍再編問題についてであります。再編案が示された当初、平成17年6月でございますが、本議会でも反対の決議が行われ、空母艦載機の岩国移駐は受け入れられないとしたところであります。その後、平成18年5月、米軍再編を着実に実施するとして閣議決定が行われたことから、外交防衛政策に責任を有する国の意思が最終的に決定されたということが決まりま

して、そうなれば、国と自治体は協力していくべきであろうというふうな考えのもとに、賛成ではないがやむを得ないという対応をしてきたところであります。

しかしながら、政権交代があり、新政権では米軍再編について見直しの方向で臨むとされております。岩国基地に関する再編の政府方針が決まっていない状態では、住民の不安はますます増大するものと考えておるところであります。政府が閣議決定を白紙に戻して再編を全くゼロから見直すということであれば、周防大島町としても当時、平成17年当時の原点に立ち返って対応しなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、定額給付金についてであります。国の平成20年度第2次補正予算により実施をいたしました定額給付金事業のうち、給付に関する事業が10月30日の振り込みをもって完了いたしましたので、給付実績を報告させていただきます。

定額給付金の給付実績は、給付件数1万527件、支払済給付金額3億3,688万4,000円で、対象件数1万619件に対する給付率は、99.1%、未申請は92件となっております。

次に、インフルエンザの関係につきまして、御報告を申し上げます。若年層を中心にインフルエンザが非常に蔓延をいたしております。町内のまず学校につきましてですが、11月の19日ごろから発生が見え始めまして、学年閉鎖または学級閉鎖が行われた学校につきましては、中学校では東和中学校、安下庄中学校、久賀中学校、小学校では森野小学校、油田小学校、城山小学校、明新小学校、久賀小学校、安下庄小学校と、ほとんどの学校で学級・学年閉鎖が行われている状況でございます。

しかしながら、閉鎖は大体四、五日で解かれておりまして、本日現在で学年または学級閉鎖が行われているのは、安下庄小学校、久賀小学校のみでございます。

また一般の方々のインフルエンザの発症状況でございますが、民間の医療機関等も含めてからの数字でございますので、なかなか明確なつかみができておりません。乳幼児、小学生、中学生、高校生の部で町内で192名の発生を見ております。また、成人につきましては、なかなか住所が特定できないということや、町内だけで受診をされていないということもありまして、今一応柳井圏域で調べておりますが、成人につきましては柳井圏域で405名の発生があるということでございます。柳井圏域で乳児から成人まで全部を含めると、10月の27日から本日までで約2,070名の発生を見ておるということで、非常に蔓延をしているということでございますが、不幸中の幸いと申しますか、余り重症化した例はここでは見られていないということでございます。

以上、行政報告並びに議案の概要につきまして御説明を申し上げますが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いをいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．報告第1号

日程第6．報告第2号

議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号の専決処分の報告について、一括して執行部の報告を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 報告第1号は、専決処分の報告であります。

平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（走路他）につきましては、株式会社スポーツテクノ和広山口営業所と請負契約を締結し、今月18日の完成を目指して工事を進めております。このたびウレタン表層部分のはぎ取り後、弾性舗装及び複合舗装工の見直しに加え、見えなかった部分のゴムチップの劣化が著しく、改修を余儀なくされたところであります。

そのほかに、給水管敷設がえやラグビーゴール・ターフトレイ改善に伴い、請負代金を増額することが必要となりました。このため原契約6,699万円に240万6,600円を増額した6,939万6,600円とする請負変更と、工期を12月28日まで延長する変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定された専決処分事項により、専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

続いて、報告第2号についても専決処分の報告であります。

平成21年度周防大島町陸上競技場改修工事（インフィールド）につきましては、長谷川体育施設株式会社山口営業所と請負契約を締結し、今月18日の完成を目指して工事を進めております。工事の進捗に伴い、地下埋設のトラック内側円形側溝と外周側溝に長年の汚泥が堆積していることが判明し、このたびの工事にあわせて高圧洗浄にて汚泥の除去を行うことが必要となりました。

また、人工芝のフィールド部分に少年サッカーコートを設定する場合には、ラインテープにてコートを設定することになりますが、設定に当たって作業の効率化を図るために主要な設定ポイントに芝生の色と異なった人工芝ターフを設置することに伴い、請負代金を増額することが必要となりました。このため、原契約5,512万5,000円に105万9,450円を増額した5,618万4,450円と、工期を12月28日まで延長する変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定された専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

## 日程第7．諮問第1号

議長（荒川 政義君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） それでは、諮問第1号の人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会の意見を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

平成22年3月31日をもちまして任期満了となります現委員の奥原法城氏の経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございますが、人格、識見ともに高く、本町の人権施策等の推進に絶大なるお力添えを賜っているところであります。まさに人権擁護委員に適任であると思慮するものであります。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大臣に対しまして、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御意見を賜りますようお願いをいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、奥原法城氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、奥原法城氏を適任とすることに決定しました。

## 日程第8．諮問第2号

議長（荒川 政義君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会の意見を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員の定数は、人権擁護委員法第4条第2項の規定に基づく、人権擁護委員定数規定第2条の規定によりまして、人口が2万人以上3万人未満のため、平成16年10月の合併を機に、11名から7名に削減され、橘地区につきましては1名の委員で人権相談、人権啓発等に対応してきたところであります。その後、平成20年度におきまして、法務省は人権擁護委

員活動の活性化策として、市町村合併に伴い定数減となった市町村に働きかけを行い、合併前の委員数まで増員を可能とする方針が示され、山口地方法務局岩国支局と協議の結果、橘地区に委員1名を、平成22年4月1日から増員することとしたところであります。

本日諮問をいたします松本敏恵氏の経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございますが、松本氏は山口県の保健師として高齢者等の健康相談に携わった相談業務の専門家であります。またその行政経験から、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの方であり、まさに人権擁護委員に適任であると思料するものであります。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、法務大臣に対して、同氏を新たに人権擁護委員に推薦したいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御意見を賜りますようお願いをいたします。

なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間となっているところであります。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、松本敏恵氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、松本敏恵氏を適任とすることに決定しました。

#### 日程第9・議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第1号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、議案第1号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明をいたします。

別冊議案第1号一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の歳入歳出予算に342万9,000円を追加し、予算の総額を161億8,298万4,000円とするものであります。また第2条により、債務負担行為の追加、第3条により、地方債の補正を行うものであります。

まず歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款町税1項町民税で939万2,000円、2項固定資産税で1,400万1,000円を追加いたしました。12款使用料及び手数料は、議案第10号でお諮りいたしま

す周防大島町立小中学校施設使用条例の制定に伴う学校施設使用料の新規計上であります。久賀中学校グラウンド照明施設の完成による使用料を想定したものでございます。

14ページですが、13款国庫支出金1項国庫負担金は、国保基盤安定負担金の確定による130万4,000円の減額及び保育所運営費の過年度精算金113万円の計上であります。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、防災行政無線整備事業にかかる補助対象事業の確定により、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金の減額、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付予定額の未計上分3,558万円の追加計上であります。2目民生費国庫補助金は、子育て応援手当の支給停止による交付金の減額であります。3目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽設置補助にかかる循環型社会形成推進交付金の追加計上であります。14款県支出金1項県負担金は、国庫負担金と同様に国保基盤安定負担金の確定による減額及び保育所運営費の過年度精算金の計上であります。

15ページの2項県補助金1目総務費県補助金は、広域市町村合併支援特別交付金を480万円追加し、防災行政無線整備事業へ充当するものであります。2目民生費県補助金は、国保負担軽減対策費助成事業補助金の確定による7万7,000円の追加、経済危機対策による介護基盤緊急整備事業等補助金及び子育て支援特別対策事業補助金の計上であります。

3目衛生費県補助金は、繰り上げ償還に伴う広域水道出資債元利補給金の減額、補助基準の変更による水価安定補助金の減額が主なものであります。4目農林水産業費県補助金は、事業確定に伴う広域水産物供給基盤整備事業補助金等の減額補正であります。6目土木費県補助金は、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の新規計上で、経済危機対策による地震防災マップの作成を行うものであります。10目消防費県補助金は、全国瞬時警報システム改修にかかる防災情報通信施設整備事業交付金の新規計上であります。本交付金も経済危機対策によるものであります。

16ページの3項県委託金は、県からの教職員給与諸手当認定事務にかかる委譲事務委託金の計上であります。15款財産収入は、物品売払収入を1万円追加いたしました。17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを9,518万4,000円減額するものであります。19款諸収入4項雑入は、建設残土処理場使用料、容器包装プラスチックの再商品化拠出金、公立保育所への町外児童入所にかかる運営費、市町村振興協会からの国体関連施設整備助成金の計上が主なものであります。20款町債は、漁礁設置事業にかかる水産業費、上浜線新設改良事業にかかる過疎対策事業債、防災行政無線整備事業にかかる合併特例債の調整であります。

続いて、歳出についてであります。各科目におきまして人事異動及び給与改定に伴う職員人件費の調整を行っております。一般会計におきまして、給料で1,929万7,000円、期末勤勉手当等の職員手当で4,138万5,000円、共済費等で184万2,000円、合計で

6,252万4,000円を減額しております。

なお、特別会計を合わせ、今回の補正で職員人件費は8,738万5,000円の減額となっております。

それでは、職員人件費以外の補正の主なものについて御説明いたします。19ページをお願いいたします。1款議会費は、議員の期末手当の支給率改定及び議員辞職に伴う報酬等の減額補正であります。

20ページですが、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費の防災行政無線整備事業は、戸別受信機の設置台数の減、地元要望に対応した屋外子局2基の増設等により工事請負費で651万2,000円の減額であります。

21ページの7目支所及び出張所費は、各総合支所の工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業費の追加が主なものであります。

24ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の社会福祉施設整備事業経費におきまして、644万5,000円を計上し、グループホーム「太陽の家」及び「ひまわり」のスプリンクラー整備を支援するものであります。財源は、経済危機対策に伴う全額県補助金であります。3目老人福祉費の介護予防・地域支え合い事業(単独)は、介護保険事業特別会計の地域支援事業で実施を予定していましたが特定高齢者を対象とした介護予防事業について、指導員の資格取得時期のおくれにより、地域支援事業での実施対象とならなかった期間について、一般会計の生きがい活動支援通所事業として実施することとしたことによる増額補正であります。

26ページをお願いいたします。2項児童福祉費1目児童福祉総務費の児童福祉総務一般経費において、備品購入費183万1,000円を追加計上いたしました。インフルエンザ対策として町内保育所及び児童クラブに加湿機能付空気清浄機46台を設置するものであります。

27ページの子育て応援特別手当経費は、支給停止に伴い、全額を減額補正するものであります。

29ページをお願いします。4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生総務費合併浄化槽設置事業は、要望に伴い、合併浄化槽設置整備事業補助金3基分を追加計上するものであります。

31ページをお願いいたします。2項清掃費2目じん芥処理費のじん芥処理経費は、橘地区不燃物処理場の借地契約更新に伴う借地料の増額改定であります。また久賀不燃物処理場の和解契約が成立いたしましたので、周辺に設置しておりますフェンスの補修工事費を計上いたしました。3目し尿処理費のし尿処理経費は、し尿貯留槽等の修繕費の追加であります。し尿処理施設管理経費は、農業集落排水の使用量の増に伴う脱水汚泥処理に要する経費の追加であります。

32ページの5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費では、市民農園施設ガルデンヴィラ

大島の浄化槽の修繕経費の計上、33ページの5目農地費の農地・水・環境保全向上対策事業は、事務費の調整と対象面積の増に伴う負担金3,000円の追加であります。7目農村環境改善センター費は、沖浦センター管理運営費において、沖浦中学校のピアノを移設するための手数料を計上しております。

34ページですが、3項水産業費2目水産業振興費の漁礁設置事業及び単県農山漁村整備事業（海底清掃）、35ページの環境生態系保全活動支援事業は、いずれも事業費確定に伴う減額補正であります。

37ページをお願いいたします。6款商工費1項商工費2目商工業振興費では、竜崎温泉に関する訴訟における顧問弁護士への成功報酬として、52万5,000円を計上いたしました。3目観光費の観光一般経費は、体験交流型観光推進事業について、県の事業として採択された講師への報償費等について減額いたしました。

また観光地相互の連携により、観光圏を形成し、観光の魅力の増進により国際競争力を高め、観光客の来訪及び滞在を促進することを目的に設立されています広島・宮島・岩国地域観光推進協議会へ新たに加盟することとし、その負担金として15万円を新規に計上いたしました。

38ページですが、7款土木費1項土木管理費1目土木総務費は、原石山管理事業において、建設残土の搬入量の増に伴い、整地業務の委託料を増額しております。2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費では、入札減による測量設計委託料300万円の減額、オレンジロード、すなわち大規模農道の全線開通に向け、枝打ち工事を行うこととし、工事請負費を240万円計上いたしました。

39ページの2目道路新設改良費は、上浜線新設改良事業における既存構造物撤去工事、物件補償費等の追加であります。3款河川費2目河川建設費は、階地川ほかの護岸整備のための工事請負費の追加であります。

40ページですが、6項住宅費1目住宅管理費公営住宅一般管理経費において、平成22年4月から中国五県のゆうちょ銀行 郵便局の窓口で、税金や住宅使用料等の公金の納付ができるよう協議が整いましたので、これに対応した納付書を印刷する経費を計上いたしました。加えて、退去に伴うクリーニング等の修繕費を追加しております。

41ページの8款消防費1項消防費2目非常備消防費の非常備消防経費は、昨年導入いたしました全国瞬時警報システムを改修するための工事請負費238万3,000円の追加計上であります。現行の無線による情報伝達に加え、総合行政ネットワーク、L G W A Nによるネット回線でも情報を受信できるようにするものであります。4目災害対策費は、委託料493万円を追加し、地震防災マップを作成し、町内全戸へ配布しようとするものであります。

42ページですが、9款教育費2項小学校費1目学校管理費は、インフルエンザ対策として町

内各小学校の保健室に加湿機能付空気清浄機を設置するものであります。43ページの3項中学校費1目学校管理費中学校管理事業事務局経費は、小学校と同様に、保健室に加湿機能付空気清浄機を設置するものであります。

大島中学校屋内運動場改築事業は、2,400万円の新規計上であります。昨年来実施してまいりました町内各小中学校の耐震2次診断の結果がほぼ出そろい、その結果を踏まえ検討を行った結果、耐震強度を示すI s値が最も低く、改築後は災害時の避難施設としても活用可能な大島中学校の屋内運動場を改築すべきとの結論に至りました。全体事業費を約3億5,000万円と予定し、財源につきまして、その一部は安全・安心な学校づくり交付金の追加内示を受けております。これを活用すれば、今年度の地域活性化・公共投資臨時交付金も充当可能であり、来年度以降の着手より有利となりますので、今回実施設計業務等の委託料を計上し、3月定例議会において本年度分の工事請負費を追加補正するとともに、2期事業分を平成22年度当初予算に計上してまいりたいと考えております。

45ページをお願いいたします。4項社会教育費5目社会教育施設費は、大島文化センター及び東和総合センターの施設修繕経費の追加計上であります。

46ページですが、5項保健体育費2目体育施設管理費は、B & G指導者研修会へ参加するための旅費及び参加負担金の追加、総合体育館の浄化槽等の修繕に要する経費の追加であります。3目学校給食費は、大島地区学校給食センター調理器具の修繕経費の追加計上であります。

47ページの11款公債費は、広域水道出資債元利補給金の減額に伴う財源調整であります。12款諸支出金1項繰出金は、今回の補正に伴う各会計への繰出金の調整であります。公営企業局企業会計への繰出金2,000万円は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当し、検診事業で活用する画像表示システムの更新を行うものであります。

以上が、歳入歳出補正予算の概要であります。すいませんが、7ページに返っていただいて、債務負担行為の追加について御説明いたします。7ページをよろしく願います。

まず統合に伴うスクールバス運行委託事業は、学校統合に伴うスクールバス運行について、従来の大島、久賀、東和の3系統4路線に、来年4月の屋代小学校と明新小学校の統合を踏まえ、屋代線の1系統1路線を加え、総額3,700万円を限度額とする債務負担行為を設定するものであります。スクールバス白木線運行業務委託事業は、一般混乗によるスクールバス白木線の運行業務について、3,000万円を限度額とし、債務負担行為を設定するものであります。いずれの業務も、従来は1年間での契約で行っておりましたが、今回から2年契約での業務委託を行う予定であり、4月1日からの運行が必要なため、年度開始前の入札、契約を実施するために債務負担行為を設定するものであります。

次に、陸奥野営場・陸奥記念館・なぎさ水族館指定管理料、サン・スポーツランド片添・片添

ケ浜温泉「遊湯ランド」・青少年旅行村指定管理料、久賀歴史民俗資料館・町衆文化伝承の館・町衆文化の薫る郷公園指定管理料、日本ハワイ移民資料館指定管理料は、議案第19号から議案第22号まででお諮りいたします指定管理者の指定に伴う指定管理料の債務負担行為の設定であります。いずれの施設につきましても、3年間の指定管理料を限度額と定めるものであります。

以上が、議案第1号平成21年度周防大島町一般会計補正予算（第6号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時24分休憩

.....  
午前10時37分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず質疑に入る前に、議長のほうにおいて取り扱いをお願いしたい件が1件あります。と言いますのが、先ほど補足説明を聞いておりますと、今回学校等の耐震2次診断が終わりましたという報告がありました。それで、その2次診断の状況については、まだ私たち議員のほうには届いてない面があるというふうに思いますので、できるだけ教育委員会のほうに要請をお願いしたいというふうに思います。取り計らいをよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） わかりました。

議員（8番 広田 清晴君） それじゃ、続いて質疑に入りたいというふうに思います。

まず7ページを見てください。今回債務負担行為で、御承知のようにスクールバス運行等が1年から2年に変更して、実際的には統合に伴うスクールバス運行业務委託事業も1路線ふえるという状況が報告されました。総額で3,700万円ということですが、今まで私自身が調査する中で、この金額の中で設定すると、正しく実際的に運転手給与や賃金部分が払われてない例示があります。今回この3,700万円について、どういう計算方式で債務負担となったのか、これが1点です。

それと指定管理料について、債務負担について聞いておきます。当然それぞれ3カ年の債務負担行為ということで、組まれておるわけなんです、実際的に今回新たに指定管理料が発生する中で、それぞれ建物によっては事前に改良等を加えなければならない部分、これが当然入っているというふうに予算上は見れます。債務負担の金額においてはですね。それで実際的には、年間でどういうふうな考え方をしているのか、またその他部分として、修繕等部分費用についてはどういうふうに見とるのか、これをそれぞれ陸奥以下、日本ハワイ移民資料館についてありますの

で、それぞれ報告を求めたいというふうに思います。

次に、歳入について質問したいというふうに思います。今回補正に当たって、中身は13ページですが、初めての年度ということではありますが、個人町民税の普通徴収と年金徴収等の見込みが、それぞれかなりの件数になっておりますが、大体当初、初めてと言えども何人くらいを選定しておいて、こういう金額を想定しておいたという考え方なのか聞いておきたいというふうに思います。

また固定資産税の評価がえの年だということで、1,400万円追加があるようですが、中身について報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、歳入の最後に基金について聞きます。財政調整基金繰入金金額は今回9,518万4,000円、当初計画しておいたより先の補正以降、さらに減額しますということではありますが、この補正後の基金残高、この報告を求めておきたいというふうに思います。

また雑入で2点聞いておきますが、建設残土使用料、これは926万1,000円ということではありますが、大体何トンぐらいの量増という格好になっておるのか聞いておきたいというふうに思います。

また公立保育所運営費ということで、町外から本町に実際的に園に通われる方、入所される方の変更ということになっておりますが、実態として今年度、町外から町内への入所状況、これ何人というふうになっておるのか聞いておきたい。ただ単純に当初見込みと違うとかいう分じゃないというふうに思いますので、大体何人ベースで今年度町外から町内へ、保育園に通っておられるのかという点で報告を求めたいというふうに思います。

次に、歳出について質問します。先ほど1,929万7,000円と4,138万円余りの報告、いわゆる職員人件費等の報告がありましたが、私自身のメモミスもあるかもわかりませんので、実際的に今年度、12月1日から給与ベースの変更に伴う金額が幾らで、それで実際的に期末勤勉手当、この減額部分について幾らと。実際的には特別職、管理職、一般職でも管理職、それと一般職員という格好でマスコミ等でも報告されよりますので、一般会計の中でどういう状況なのか改めて報告を求めておきたいと思います。あの、さきの議会でも言ったんですが、今回各目ごとにあらわれる人件費部分、これが来年度予算のそれぞれの目部分の職員人数、配置人数というふうになると思うんで、これがほとんど私は最後だというふうに思うんです。例えば、今から先、新年度予算を組むときに、今回の各補正の状況が職員配置状況になるのではなからうかというふうに思われます。12月議会が基本ですね。そして、次年度の予算、皆さん方が総括表をついたり、それぞれ予算を組むときに、人数が基本になるんじゃないかねということなんです。

そこで、改めて配置状況、職員の配置状況、目にあらわれている部分でいいですから。そしてまた今回、増部分もあると思います。当初計画しとったよりも目によっては増があると思います

ので、その部分もできるだけ目ごとに報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、支所及び出張所経費であります。この分の増額についても当然それぞれ支所ごとに件数等が予定されておるとしますので、各支所ごとで報告を求めておきたいというふうに思います。

次に、24ページを見てください。老人福祉費の中で先ほど報告されたのが、単独部分として、本来特別会計で今回見ようとしておったのが、一般会計で見ることになりましたという報告がありました。その理由としては、資格等について、その時点では困難だけど、今度資格等がとれて新たに一般会計でやられるということなのですが、この事業の中身について、具体的な中身について、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

次に、今回大きな一つがいわゆる上浜線の増額部分だというふうに思います。今回39ページですが、町道新設改良事業として4,050万円増額しますと。その中身が、測定の追加、そして残部分の工事請負費があって、そして物件補償が1,350万円上がっておりますが、その例えば物件補償ということになると、何件分ぐらい実際的には考えて補正予算に追加されたのか。また工事費分も大体既に終わっておる部分と思いますが、実際的に新たに1,800万円追加しておりますので、どういう部分の追加工事なのか。また測定についても850万円という新たな測定が出ておりますので、かなり大きな金額ですから報告を求めたいというふうに思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） まず御質問の冒頭にございました耐震第2次診断の件でございますが、これについてはまだ結果の出ないところもあります。したがって、私どもは全部出そろった段階で昨年9月にお示しをいたしました耐震化計画、これの改定というのをお示ししたいと思っておりますので、早くて3月ぐらいになるんじゃないかと思っております。というのは、1校ほど大変複雑な建築工法になっておりまして判断が難しいと、山口県のいわゆる評価委員会の中でも非常に難しいという結論が出ておりまして、なかなかうまく具合にスムーズに進んでないという実情でございまして、まだ出ておりません。したがって、そういう形でございます。

次に、7ページに債務負担行為ということで御質問ございました。まず私ども教育委員会が所管しております内容につきまして御説明しますと、スクールバスの運行業務委託事業3,700万円、これにつきましては、今回から2年間ということで4系統の5路線を想定しております。その内訳といたしましては、大島中学校の路線、いわゆる三蒲から大島、沖浦から大島という路線でございますが、これを年当たりが760万円、それから東和中学校に行きますところの油田東和線、これが420万円、日良居から久賀へ行きます路線が420万円、それから今回新たに発生いたします屋代から明新に行く路線が250万円というものを想定いたしまして、これの2年分ということで3,700万円を計上しております。

なお賃金等につきましては、1時間当たり1,250円で計算をしております。したがって、それぞれの業務が、いわゆる拘束時間がどのくらいになるかは想定できませんけれども、その範疇で支払っているというふうに理解しておりますので、決して支払っていないとかというような実情は私どもは理解しておりませんし、そういうことはないと思っております。

次に、今度はスクールバスの白木線運行業務の関係で3,000万円、これは年度当たり1,500万円ということ想定して2年分の3,000万円ということで予算計上させていただいております。

それからもう1点、今度は指定管理の関係で、前回もろもろ修理も含めてという御質問がございました。これにつきましては、一つ、久賀の歴史民俗資料館等につきましては、今現在といたしますか、3年前の公募の際には、修理料については100万円までいわゆる指定管理者の責任だということになっておりましたが、いろいろ指定管理を受けておる方と協議しまして、今回公募については50万円以内と、50万円を超えるものについては指定管理者の責任というような形で金額を調整しておりますが、何せ老朽化もしておるということもありましたので、基本的に前回の修理料等々を見積もって収支決算も行った結果、管理者の負担ということで多少前回よりもアップしているという考え方にしております。

それからハワイ移民資料館については、指定管理の中で前回どおりの250万円の3年間の750万円ということで、修理云々については余り考慮してないというところでございます。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 初めに、建設残土の処理場でございますが、7,300立米を考えております。その中で病院の建設で5,000立米、そのほかにつきましては、臨時交付金の建設事業に伴う増加ということでございます。その次が、債務負担行為の件でございますが、修繕等につきましては、従来どおり100万円未満についてはそれぞれ指定管理者で修繕していただくと、そのほかについて、それを上回るものについては町が補修をするということにして、これまでどおりでございます。

それと債務負担行為でございますが、陸奥関連が今回1,138万2,000円ということになっているわけですが、初年度が420万円、次年度が378万円、3年目が340万2,000円ということで、ただいま申請を受けております。片添につきましては、400万円を3年間でと、こちらのほうから支払うということになっております。道の駅につきましては、これは納付金でございますが、250万円を3年間ということでございます。

それと、道路新設改良でございますが、委託料につきましては、上浜線の測量設計、これ樋門等が主なものになりますが、これが550万円、それと源明油良線の土質調査、これ埋立土でございますので、ちょっと不安があるということでございまして、これが300万円を計上させて

いただいております。

それと、工事費でございますが、上浜線の工事費につきまして、埋め戻しの土を県からいただくような予定でございました。その土質が悪いということでございまして、その埋め戻しの購入土と既設の構造物の撤去等でございます。それがふえた部分でございます。

それと補償補てん及び賠償金でございますが、これは上浜線で家屋の補償費が3件 3戸の補償を考えております。これらにつきましては、雨漏り、擁壁、床、そこらが基本的なところだということを考えています。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 橋本税務課長。

税務課長（橋本 澄夫君） 税収につきましては、例年確実に見込むということで12月に増額補正をさせていただいておりますが、町県民税につきましては、平成21年度は百年に一度の世界的な経済縮小等ということで、対前年で4,200万円の減額を組んでおりました。3,270万円程度でおさまったということで900万円の増額でございます。

それから人数につきましては、当初と変わっておりませんが、普通徴収が約3,600、給与特別徴収が3,200、年金特別徴収が2,000、分離退職が33人、8,850人程度でございます。

それから固定資産税につきましては、平成21年度が評価がえに当たります。家屋の経年原価等最大を見込みまして、2,800万円程度の減額を予想しておりましたが、1,500万円程度で済みましたので、1,400万円の増額ということで、納税者につきましては、土地につきまして1万五百人、家屋につきまして1万400人、償却につきまして200人、合計が1万4,500人程度でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 財政調整基金の残高の御質問でございますけれども、今回の補正を踏まえまして、16億3,175万8,000円となる見込みでございます。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 16ページの町外児童の関係ですが、公立が3名、それから私立が15名で、退所した児童を含め18名が入所しております。現在は、運営費につきましては、個人と園との契約になっておりますので、公立以外は予算書には載ってきません。それから24ページの介護予防地域支え合い事業で、その補正でございますが、事業内容につきましては、施設に通所し、日常動作訓練的なレクリエーション、それと入浴サービス、食事サービス、手芸、絵画、園芸等の創作など、対象は虚弱な高齢者でございますので、そういうことをやるというこ

とで、これは従来から行っておりますいわゆる生きがいディということでございます。

終わります。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 給与改定及びボーナス、いわゆる期末勤勉手当で職員は幾らかということでございますが、一般会計だけのがございませんので、特会も含めてちょっと説明させていただきます。

給与改定による減額は270万円、6月と12月期末勤勉手当で約4,600万円でございます。配置状況については総務課長のほうから説明いたします。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 今回の増減につきましては、御指摘のように今の人事院勧告に伴うものと、人数の基本の部分での変更がございます。先ほど御指摘ありますような人事の未確定な段階で組むということが原因であります。基本的には組む段階での定年退職者については、初めから補充の関係がないので、マイナスのまま、減員のまま組んでおります。それとか、人の入れかえがあったための給料の格差というのがあったりするんで、増減が生じているということになっております。

具体的には人数ということでしたが、議会関係は3です。それから総務一般職関係は81ということで減3と。それから防災無線関係の人件費は2、増減なし。税務18、プラス1。それから戸籍が5、増減なし。社会福祉関係9、減1。それから老人福祉3、変わらず。国民年金1、変わらず。介護2、変わらず。児童福祉2、変わらず。子育て2、変わらず。蒲野保育所4、変わらず。久美保育所5、減1。それから日良居保育所は6、変わらず。保健衛生12、減1。それから環境衛生7、増1。それから清掃総務4、減1。それからじん芥処理7、変わらず。農業委員会6、増1。それから農業総務・農地・水産総務・漁港整備事業、それぞれ4・6・4・3と変わっておりません。それから海岸保全3で減1。それから商工10でプラス1。土木総務が8でプラス1。公営住宅4、消防4、増減なしです。それから教育委員会関係、教育総務9で変わらず。社会教育5、変わらず。公民館10、減1。図書館2、増減なし。保健体育7、変わらず。学校給食2、変わらずというような形で、今回、先ほど増の1とか言ったところがプラス要因でプラスになって組んであると思います。それからマイナスのところはそのようなことと、あとは異動の関係など出ていると思いますので御理解いただきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元大島総合支所長。

大島総合支所長（嶋元 則昭君） それでは、御質問にお答えいたします。

大島総合支所の工事の箇所につきましては、13カ所でございます。

議長（荒川 政義君） 椎木橋総合支所長。

橘総合支所長（椎木 千明君） 21ページの橘支所経費の工事請負費でございますが、町道、農道等の20万円以下の工事15件を予定しております。

また19の負担金補助及び交付金、次の21ページになりますが、小規模施設整備事業補助金でございますが、法定外公共物、赤線・青線の改修工事2件を予定しております。

議長（荒川 政義君） 山本久賀総合支所長。

久賀総合支所長（山本 定雪君） 久賀管内ですけども、約10件でございます。それでこの建設というのはなかなか言いにくうございまして、もちろん応急的なものがございますので、それを若干超えるのではなからうかというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 2回目の質問しますが、実際的に先ほどトップを切って教育委員会次長さんが答弁されましたが、私が思うのに、一つは、私自身は実態調査をしながら本会議で質疑をするという格好で積み重ねてきました。その中で実際として、賃金決定、例えば統合に伴うスクールバス運行業務委託事業、御承知のようにそれぞれの系統について、それぞれが契約を結んでやられるということではありますが、実態調査をしてみますと、支出はその会社内で賃金に差があるというのも紛れもない事実があるんで、教育委員会、あそこの議案のときにその事実に基づいて質疑をしよるから、賃金についてもどういうふうに見とるかということで、教育委員会次長のほうはそういうことはあるはずはないと言われますが、実体としてはあるということは再度言うとかんといけんかなというふうに思いますので。やっぱり私は、予算執行に当たっては、きちっと、今予算の段階ですから、それは今から債務負担行為を組んでやられるわけですから、当然きちっとしとっていただきたいというふうに思います。

それともう1点が、上浜線関係で質疑をしちよきたいというふうに思います。今年度最終年度で実際的にはかなりの金額を組んでおられるが、逆に言えば、今出とるのがどういう調査をされた中で3件という報告があったのか。例えば、上浜線で実際的に物件補償として今3件程度とらえておるといことで先ほど答弁がありました。実態調査した上での3件という予算立てなのか。それとも、実際的には今1件だけどもっと出るかなということ。3件という組み方なのか。今の段階、この1,800万円というのは調査をした結果、こういう3件がありましたというのが一定程度あるのかどうか、再質問の中で聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） この3件につきましては、これまで本人から申し出がありまして、この3件になっておるわけでございますが、その中の1件については実態調査を継続してやっております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 最後になりますが、一点だけ聞いておきたいというふうに思いますが。大島中学校の建てかえで、実施設計、いわゆる国と地方との関係で有利な方向として、今基本的には交付金事業でやったほうが有利だということで先ほども報告がありました。当然先ほど次長が答弁されたように、実際的には最終審査の２次診断の結果、非常に悪いからこれは建てかえるよりはもっと安くつくんじゃないかぐらいの考え方で、実際的にはここに実施設計を上げてこられたというふうに私自身認識しております。

先ほど答弁の中で、一つだけは、耐震診断において非常につかみにくい部分があるので、すべて上げるということになると３月ぐらいになるでしょうという言い方をされましたが、実際的には私は今回補正等を考える場合に、いわゆる指数が、現在わかちよる範囲だけでもきちっと上げるべきじゃないかと。それじゃないと、どこの学校が耐震２次診断がどのぐらいで、それでそういう中で、基準値以下がどのぐらいあったのかも、実際的には既にわかちよるところあると思うんで、それはやっぱり議員のほうに一定程度耐震診断の２次診断が進んだら、進んだ部分でやっぱり議会のほうに提出、これは私、きょう議長を通じて求めましたが、やっぱり町長のほうも考えちょくべきじゃないか。どうしても判定が出ん分についてはね、それは議員もそれ以上のことは言いませんから、やっぱり２次診断の結果については、改めて求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 要望ですか。

議員（８番 広田 清晴君） 要望じゃなしに、それ論点はわかり切ったことじゃろう。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 先ほど、まだ結果は出てないというお話をしましたけれども、手元にある資料の数字的なものでちょっと御説明したいと思います。いわゆる  $I_s$  値という数値がございまして、 $0.3$  未満につきましては、御承知のとおり、ちょっと大きな地震等が発生した場合には倒壊の危険性が高いよと言われているものでございます。また  $0.7$  未満につきましては、倒壊または崩壊する危険性があると、 $0.7$  以下ですね。 $0.3$  から  $0.7$  という感覚はそういう危険性があると言われております。そうしたところで、今回２次診断は  $0.7$  以下のものについては実施をしたと。 $I_s$  値診断の結果に基づいて、 $0.7$  については実施をしたということでございます。

その結果、久賀小学校、校舎とか便所棟とか屋体がございまして、これにつきましては、屋体が  $0.1$ 、校舎が  $0.27$ 、便所棟が  $0.45$  ということで非常に危ないということで  $22$  年度に耐震補強するということで、今設計を初めたところであります。

次に、今回補正予算でお願いしております大島中学校の体育館でございますが、これにつま

しては、2次診断が0.13、これも非常に低いわけでございます、久賀小学校の改築と耐震補強とあわせて大島中学校の体育館も直したらどうだろうかということでございます。この大島中学校の体育館につきましては、昭和34年に建設されたものでございまして、既に50年経過しております。第2次診断をしたところの業者と協議したところ、これを耐震補強するということになると、骨組みだけを残して壁を張って天井を張って改修することはできます。しかし、それをやったとしても寿命は10年から15年でしょうねというお話でございました。

そこで、じゃあ建てかえたらどうなるんかということで聞きますと、今の体育館50年持っているわけですから、50年、60年は多分大丈夫でしょうというお話でございまして、じゃあ一番危険度の高い大島中学校を久賀小学校に続いて改築していこうじゃないかということの方針が出ましたので、今回設計をしていこうということでございます。

また建物の規模につきましては、今現在の建物が620平米でございまして、昭和34年の規模で果たして正当なものだったのかどうかというのはわかりませんが、今の基準で大島中学校の人数と学校規模等に置きますと、約1,138平米ぐらいまでは基準の面積だよということでございますので、最大の面積を見込んで今回設計をしてみよう。建物そのものがどういった形でいいのかということにつきましては、設計を進める中で進めていこうということでございます。最大の数字を今回上げているということで御理解いただけたらと思います。

次に、耐震性の0.3以下のものについてでございますが、久賀中学校の校舎、3棟ございますが、普通教室と特別教室、一つの普通教室が0.27、それから特別教室が0.33、技術棟が0.72、ほぼ同じ年代に建てられたものなんですが、建物の規模というか大きさ等によって多少耐震性が違うという結果が出ております。

次に、油田小学校の屋体が0.32、東和中学校の屋体が0.40、久賀小学校の管理棟のほうで0.41、情島中学校の校舎が0.43、明新小学校の普通教室が0.43、島中小学校の校舎が0.53、その他まだ三蒲小学校の体育館とか城山小学校の校舎等々がありますが、これらについては0.7を超えているという結果が出ております。

したがって、私どもとしましては、2次診断の結果の悪いものから徐々にではございますが、整備なり改築なり補修をしていかなきゃいけないという考え方のもとで進めていこうと考えています。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第10．議案第2号

日程第11．議案第3号

日程第12．議案第4号

日程第13．議案第5号

日程第14．議案第6号

日程第15．議案第7号

日程第16．議案第8号

議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第2号平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、日程第16、議案第8号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 議案第2号平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、御説明をいたします。

別冊の議案第2号の1ページをお願いいたします。今回の補正は、給与改定に伴う人件費の減額と医療費の支出見込み増加に伴う歳入歳出予算の調整が主なものです。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額に9,180万2,000円を追加し、総額を34億1,666万2,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書の7ページをお願いいたします。歳入から御説明をいたします。

3款の国庫支出金では、1項の国庫負担金で一般被保険者の療養給付費等の増加により、4,420万円を増額いたします。それから平成20年度特定健康診査等の精算により、14万9,000円を新たに計上いたしております。2項の国庫補助金でも医療費の増加により、財政調整交付金を1,170万円増額いたします。4款の療養給付費等交付金では、退職被保険者の療養給付費等の増加により、4,000万円を増額いたします。

8ページをお願いします。6款1項の県負担金では、平成20年度特定健康診査等の精算により14万9,000円を計上、2項の県補助金では、医療費の増加により財政調整交付金を780万円増額いたします。

9款の繰入金では、1,219万6,000円を減額いたします。内訳は保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を144万4,000円減額、保険者支援分を260万7,000円減額、職員給与等繰入金を546万6,000円減額、財政安定化支援事業分を283万2,000円減額、その他一般会計繰入金については、15万3,000円の増額であります。

次に、歳出について御説明をいたします。10ページをお願いいたします。

1 款の総務費につきましては、職員人件費 2 8 8 万 5 , 0 0 0 円を減額いたします。2 款の保険給付費、1 項の療養諸費では、現在までの支給額により、本年度の執行見込み額を勘案いたしまして、一般被保険者療養給付費を 1 億円、それから 1 1 ページの退職被保険者等療養給付費を 3 , 0 0 0 万円増額いたしております。2 項の高額療養費につきましても、本年度の執行見込み額を勘案し、一般被保険者分 3 , 0 0 0 万円、退職被保険者分を 1 , 0 0 0 万円増額いたしております。

1 2 ページをお願いします。1 2 ページの葬祭諸費では、平成 2 0 年度の実績額を考慮いたしまして、2 0 0 万円を減額いたします。8 款の保険事業費につきましては、これは職員人件費 2 5 8 万 1 , 0 0 0 円の減額であります。

1 3 ページ、9 款の基金積立金は、5 , 0 0 0 万円を減額、1 2 款の予備費では、2 , 0 7 3 万 2 , 0 0 0 円を減額し、財源の調整を行っております。

以上で、平成 2 1 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、1 5 ページをお願いいたします。議案第 3 号平成 2 1 年度周防大島町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、説明を行います。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費の減額を行うものです。本文で、既定の歳入歳出予算の総額から、2 1 0 万 3 , 0 0 0 円を減額し、総額を 4 億 9 , 4 8 1 万 5 , 0 0 0 円とするものです。

2 1 ページをお願いいたします。歳入では、3 款の繰入金を 2 1 0 万 3 , 0 0 0 円減額、それから次の 2 2 ページの歳出では、1 款の総務費を同じく 2 1 0 万 3 , 0 0 0 円減額いたしております。

以上で、平成 2 1 年度周防大島町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、周防大島町介護保険事業特別会計補正予算の御説明をいたします。

2 3 ページをお願いいたします。今回の補正は、給与改定等に伴う人件費の減額と、先ほど一般会計で説明がありました、地域支援事業の中の通所型介護予防事業について一般会計で実施のため、所要の補正を行うものであります。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額から、2 , 2 6 3 万 6 , 0 0 0 円を減額し、総額を 3 0 億 5 , 7 8 6 万 3 , 0 0 0 円とするものです。

2 9 ページをお願いいたします。歳入から説明をいたします。

3 款 2 項の国庫補助金につきましては、地域支援事業交付金の中の介護予防事業分 1 6 2 万 5 , 0 0 0 円を減額いたします。4 款支払基金交付金につきましても、地域支援事業交付金分 1 9 5 万円を減額いたします。5 款 2 項の県補助金につきましても、同様に 8 1 万 2 , 0 0 0 円の減額、7 款の繰入金は 1 , 8 2 4 万 9 , 0 0 0 円を減額いたします。内訳につきましては、地域支援事業繰入金の中の介護予防事業分を 8 1 万 2 , 0 0 0 円減額、それからその他一般会計繰入

金分を1,743万7,000円減額いたします。

次に、歳出について説明をいたします。31ページをお願いいたします。

31ページ1款の総務費につきましては、職員人件費276万8,000円の減額。4款の地域支援事業、1項の介護予防事業では、本事業を一般会計民生費介護予防事業の中の生きがい活動支援通所事業で対応のため、961万5,000円を減額いたします。

32ページお願いします。32ページの包括支援事業・任意事業では、職員人件費1,025万3,000円を減額いたします。これは人事異動と給与改定に伴うものです。

以上で、平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 私のほうから、議案第5号から議案第7号までについて、補足説明をさせていただきます。補正予算案つづりの33ページをお願いいたします。

まず、議案第5号平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から4万5,000円を減額し、予算の総額を10億6,107万4,000円とするものであります。その概要につきまして、事項別明細書により説明いたします。39ページをお願いいたします。歳入についてであります。3款繰入金において、一般会計からの繰入金4万5,000円を減額して財源調整をするものであります。

40ページの歳出の1款簡易水道費1項事務費1目総務費につきましては、人件費の調整及び議案第15号でお諮りする水道料金等に伴う給水者への通知経費の計上であります。それと、ゆうちょ銀行、郵便局のマル公導入に伴う納付書の印刷経費の追加並びに消費税申告納税額の確定による減額であります。

41ページをお願いいたします。2項事業費1目維持管理費でございますが、源明地区の飲料水供給施設の取水ポンプ及び滅菌装置の修理費30万4,000円の追加計上であります。

次に、議案第6号平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算つづりの43ページをお願いいたします。今回の補正は、1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から299万8,000円を減額し、予算の総額を5億817万9,000円とするものであります。また2条において、地方債の補正を行うものであります。

51ページをお願いいたします。歳入につきましては、消費税確定申告による270万1,000円の減額及び平成20年度下水道事業債の額の確定に伴う平準化債の追加並びに一般会計からの繰入金39万7,000円の減額であります。

5 2 ページから歳出になりますが、1 款公共下水費 1 項事務費につきましては、人件費の調整でございます。2 項事業費 1 目維持管理費につきましては、2 0 年度分の消費税確定申告により、2 1 年度へ工事費繰り越し分の資本的支出及び収益的支出が減額となり、課税仕入れ控除額が減少し、調整後の仕入れ控除税額について、還付が納付となり、2 1 万 5, 0 0 0 円の追加計上でございます。2 目公共下水事業費につきましては、人件費の調整でございます。

次に、議案第 7 号平成 2 1 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

補正予算つづりの 5 5 ページをお願いいたします。今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に 3 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 3 億 7, 9 7 3 万 1, 0 0 0 円とするものであります。また 2 条において、地方債の補正を行うものであります。

6 3 ページをお願いいたします。歳入についてであります。秋地区農業集落排水事業の補助基本額の確定により、県補助金 1 3 1 万円の増額及び町債 1 3 0 万円の減額、並びに一般会計繰入金 2 9 万 1, 0 0 0 円を繰り入れての財源調整であります。

6 4 ページをお願いいたします。歳出についてであります。1 款農業集落排水費 1 項総務管理費につきましては、人件費の調整であります。2 項事業費の公課費につきましては、消費税確定申告による平成 2 0 年度及び平成 2 1 年度予定納税額が確定され、平成 2 1 年度分の中間納税額 1 9 万 8, 0 0 0 円の追加計上でございます。

次に、2 目農業集落排水事業費の設備経費においては、沖浦東地区の新規申請による公共升 2 カ所の設置経費の計上でございます。

また秋地区農業集落排水事業の人件費の調整及び補助基本額増による事務費の増額並びに完成工に伴う工事請負費の単独補助事業費調整による減額であります。

以上、議案第 5 号から議案第 7 号についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、議案第 8 号平成 2 1 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、補足説明をいたします。

特別会計補正予算書の 6 7 ページをお願いいたします。今回の補正は、第 1 条により、既定の歳入歳出予算から 5 8 万 6, 0 0 0 円を減額し、予算の総額を 7, 8 9 8 万 9, 0 0 0 円とするものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。7 3 ページをお願いいたします。歳入につきまして、一般会計からの繰入金を 5 9 万 2, 0 0 0 円減額するとともに、制度改

正に伴い、前島航路臨時船員の雇用保険料自己負担分を6,000円追加しております。74ページからの歳出につきましては、渡船会計の職員5名分について、給与改定に伴う人件費の調整として給料、職員手当等あわせて61万円を減額しております。また前島航路運航経費において、制度改正に伴い、船員保険料等負担金を2万4,000円追加しております。

以上が、議案第8号平成21年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第2号平成21年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 国保会計について質疑をします。実際的に今回の補正について、基本的には高額医療を含める医療費の増に伴う増額という補正予算の性格を持っております。それで、実際的に高額療養、そしてまた一般分含めて医療費の伸びをどの程度見ておるのかということが1点です。医療費そのものの増をどういうふうに見ておるのかと。今年度分前期が済んで一定程度医療費の見通しも出てきつつあるというふうに見ておりますが、その点でどういうふうに見ておるのかというのが1点です。

そしてもう1点が、今回いわゆる財源となるべき部分が、基金取り崩し金と、それと予備費ということで、私は本来的には確かに基金を取り崩したり、予備費を取り崩したりということがあられですが、もともとかなり国保会計については、その他分の繰り入れをせんと、会計そのものがパンクするんじゃないかという見方をしております。それで、実際的にこの取り崩す以前に行政町長のほうに、そのような一般会計からの繰り入れについての要請とかいうのはあったのかなかったのか、この補正予算から全く見られんのでちょっと質疑をしちよきたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 田村健康福祉部長。

健康福祉部長(田村 敏範君) 最初の御質問の伸び率でございますが、御承知のように2カ月おくれでレセプト回ってきますんで、今現在7カ月分、それを割り戻しまして、それで年間分を推測して今これぐらいになるうということで一般被保険者の療養給付費で申しましたら1億円を計上したわけです。一人当たりで換算をいたしてみますと、約7%今現在伸びております。ただ高額療養費のほうは16%程度伸びておりますので、今新型インフルエンザもはやっておりますし、ある程度余裕を見て1億円というのを一般の被保険者については出したわけです。

それと、2つ目の御質問ですが、今年度途中でありますので、とりあえず9月補正で基金に、私どもは5,000万円仮置きをしたというふうを考えておりまして、それをそのまま医療費が

伸びなければそれでいこう、で、今回みたいにちょっと上がり気味であれば、それをそのまま基金にも積まないでそのまま使おうというふうに考えまして、それで足りるかと思ったんですが、やっぱり予備費も使わないと最終的に年度末に支払いができなくなると困りますので、多少余分は見ております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の今の補正の状況を見ると、実際的には9月以降分、それとその部分があるからその部分を一定程度取り崩して、いわゆる会計上運用するということですが、仮置き分という言葉がありました。実際的に会計そのものがかなり厳しい状況だということだけは明らかにして質疑を終わります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第3号平成21年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号平成21年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第5号平成21年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号平成21年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成21年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 8 号平成 2 1 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 2 号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第 2 号から議案第 8 号までの質疑を終結します。討論、採決は最終日といたします。

#### 日程第 1 7 . 議案第 9 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 7、議案第 9 号平成 2 1 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 3 号）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第 9 号平成 2 1 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 3 号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成 2 1 年度周防大島町公営企業局補正予算書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。第 2 条の業務の予定量につきましては、9 月までの実績に基づきまして、入院患者 5, 8 1 4 人、外来患者数 2 万 1, 6 1 8 人の減少を見込んでおります。1 ページの下にありますが、主要な建設改良事業につきましては、平成 1 2 年度に購入した画像表示システムの更新整備費 2, 0 0 0 万円を計上しております。

次に、2 ページをお願いします。第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、先ほど第 2 条の業務量で御説明申し上げました患者数の減少に伴います入院及び外来収益の減少を見込みまして、収入合計で 2 億 1, 1 4 0 万 3, 0 0 0 円減額補正しております。

支出につきましては、9 月実績及び給与改定を行いまして、合計 1 億 5, 5 5 1 万 2, 0 0 0 円減額補正しております。

次に、3 ページの第 4 条の資本的収入及び支出につきましては、先ほど第 2 条の主要な建設改良事業で御説明申し上げました画像表示システム購入費 2, 0 0 0 万円を補正計上しております。財源としましては、一般会計からの繰り入れを予定しております。

第 5 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、給与改定を行いまして、給与費を 1 億 2, 3 0 0 万 3, 0 0 0 円減額補正しております。

第 6 条のたな卸資産購入限度額につきましては、予定患者数の減少に伴います薬品等の材料費の減少により、合計 5, 1 0 2 万 2, 0 0 0 円減額補正しております。

次に、4 ページをお願いいたします。第 7 条の重要な資産の取得及び処分につきましては、取

得する資産として、画像表示システムを追加計上しております。

附属資料としまして、5ページ以降に、実施計画、資金計画、給与費明細書、予定貸借対照表を添付してございます。なお、当年度純利益は27ページの平成21年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり、5,046万7,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成21年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) まず第1点が、一般会計のほうでも聞きましたが、実際的に質疑をしておきたいと思うのは、人件費部分について、まず質疑をします。

言いますのが、ここで示されちよる補足説明を見ると、実際的には、いわゆる給料部分が3,400万円、それと手当分が8,000万円ということで出されております。その主なものが、その他の増減分ということになっております。

また手当分も、制度改正に伴うもの、いわゆる期末勤勉という呼び方がどうかわかりませんが、4,200万円、それでその他増減分について3,700万円、その内訳が基本的には17ページから出ているというふうに思いますが、まずその点で間違いないのかどうなのか聞いときたいんが1点です。

それと給料及び手当の状況で基本的に聞いておきたいのは、今回補正前と補正後で実際的な数値が大きい部分、例えば医師の部分とか医療技術職員の部分、そして看護師の部分、実際的には補足資料を見ると出てくると思いますが、その範疇で実際的には答弁を求めておきたいというふうに思います。早く言えば、収益的収入部分にかかわる部分、いわゆる医師不足等で、実際的にはかなりの落ちる部分という見方になっていこうし、それで収益的支出の部分では、やっぱり1億5,500万円という落ち方になるんで、その辺を含めて聞いておきたいというふうに思います。それが1点であります。

それと2点目が、先ほど公営企業局のほうから補足説明がされましたけど、貸借対照表で見ると、今年度末見通しが5,046万7,000円の赤ということで、先ほど企業管理者のほうで報告しましたが、これは私、去年も議論したんですがね、例えば、私たち議会が持つ資料で見れば、これになるわけですよ。しかし、皆さん方が見る分については、実際的には部内ですから割と近い数字を言うから、議会が持っている数字と実際的には中身の議論、いわゆる職員間での議論、医師を含めたね、言うとかかなり差が出てくるんじゃないかというふうに思いますんで、その点で今補正の段階で見通し、これはあくまで3月末見通しですから、実際的にはどういうふうに

なっているのか、ある程度は。議員と企業局の差があり過ぎていいけん。今までの答弁がずっと公営企業法上、いわゆる裏づけのない、収支を出さないという言葉でずっと答弁を繰り返しておりますが、やっぱり何らかの形で公営企業局が持ちよる数字、それをもとに皆さん方は医師ほか看護師に伝えるわけですから、今年度見通しはやっぱりきっちり報告しちよったほうがええんじゃないかというふうに思います。それはあくまで予定数量ですから、ある程度見通しで答弁しちよったほうがよろしいんではないかというふうに思いますので、質疑を求めておきたいというふうに思います。

それともう一つは、今回特徴の一つが、資本的収支にかかわる部分、これは東和病院の検診が主です。それで私はあの質疑の中でずっと一般会計でもやってきたんですが、資本的収支及び支出といえば、総務で言えば一般会計に当たる部分です。例えば、一般会計に当たる部分で契約が完了すれば、やっぱりできるだけ早く落として、それで新たに補正の組み直しをなささいということを書いてきました。やっぱり今年度大きな部分が、実際的には大島病院にかかわる部分、皆さん方はその補正についてはどういうふうに見ちよったのか、やっぱり聞いてちよかんと。今回補正で一番極端な例が補正には出なかった、企業局では議決は要りませんということで、ぽこんと5,000万円が出てきましたから、今年度事業分ですね。まあ、そういうことの繰り返しはちよっといかがなものかというのがありますので、それは当然、きちんと聞いておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（荒川 政義君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） まず給与費関係の大きなものについてということでございましたので、まず17ページの報酬のほうで、大きなものはやすらぎ苑の1,300万円増額となっております。これは石原先生が石原管理者になられたために、囑託で施設長が着任されましたので、報酬が大きくなっております。

給与のほうでは、東和病院のほうで1,500万円減額しておりますけれど、3月末で消化器内科のドクター及び7月末で外科のドクターが退職されましたので、その2名が減額ということになっております。訪問たちはなの1,000万円等は周防大島に合併したということで変わっております。手当のほうは18、19ページで、大きく変動がありましたのが、やはり東和病院のほうで、ドクター2名で中ほどの特殊勤務手当、この関係が消化器内科と外科のドクターが退職されましたので減っております。それとあと特殊勤務手当につきましては、ドクターへの金額等の変更でどの施設も減っております。大きいものはそれぐらいだと思いますのでよろしくお願いします。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 3番目の大島病院の予算について回答させていただきた

いと思います。

今年度3月の予算におきまして、大島病院の建築につきましては、28億1,473万3,000円の年割額において、予算を議決いただいておりますが、現在、建築が進んでおります。今年度の3月末までの年割額と言いますか、進行状況を、現在設計をお願いしております松田平田設計のほうにどこまで行くのかということをお願いしております。それに基づきまして、最終的に21年度の建築に対する予算を組み替えて、年割額の変更をという形で議会のほうに提出させていただくようになろうかと思っております。

2番目の質問の、3月末の収支見込みということになりますが、議会のほうで何度も説明させていただいておるとは思うんですが、この予算というものを組むという形におきまして、賛助予算につきましては、赤字にならない予算を組んでおります。それは赤字では予算が組めないということで、当然これまでの実績をもとに今後の9月以降の業務量に変更をかけておるんですが、例えば、これが予定どおりにいかなかった場合はどうなるのかという御質問になろうかと思うんですが、前年度の決算におきまして、3月に決算を終えてみると2億5,000万円の赤字になった、それまではトントンで来るよというもので、余りにも差が大きいということでの質問だと思っております。今年度も内容的には東和病院の医師不足による収入の減で、よい点というか、改善されているところは、大島病院は、医師の充足に伴いまして、業務量・収入ともふえる予定であります。ただこのまま行きますとも、最終的には2億円には行かないだろうという感じですが、9月までの実績をもとに単純に推移していきますと、また2億円程、2億円は切れるんじゃないかというぐらいの赤字が見込まれると推測しております。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 最後の金額、大島病院の工事の入札によりまして、当初38億5,770万円という建築にかかる工事費の大きいやつをいただいておりますが、これが入札をすることによりまして34億3,350万円という金額になっております。この部分の減額補正はないのかという御質問だと思いますが、この部分につきましては、さきに説明いたしました基礎工事が4,862万円の追加で契約をさせていただいておりますのと、それから法規の改正による足場に対する追加費用が1,300万円、これを契約させていただくようになるというのが1点追加で出ております。

なお、工事が始まりまして大島病院のほうで2週に1回、現場打ち合わせを通して、いろんな部分の見直しをしてきたのが半年間ございましたが、これは建築設備では4,300万円、主なものとしては光のコーティング等によって掃除の間隔を長く、より清潔さを保つというような表面舗装とか、病室へのつり戸棚をモデルルームをつくって、現地で今見ておるのにこれがちょっ

と部屋の感じでは不足なのではないかといったような部分で、建築はそういった金額になっております。電気設備につきましては、電話交換機が初めから別の工事ということもありますし、それから光という状況でのLAN配線という方法に方向性が変わってきているということでの内容の見直し、それから自家発電機の容量の増加というものを含めましてこれが9,000万円ございます。

またいろんな部屋の取り回しの器具についての細かな打ち合わせ等で増減いろいろして、機械設備では400万円の追加という部分がございます。これらの1億3,700万円の図面変更等による部分については、当然設計管理も発生しますので、これが247万円を考慮しております、合計で2億109万円の追加契約等が発生すると。まだこれ12月末までの締めで、今金額の積み上げその他をやってるところでございますので、3月議会に新年度の予算、また今年度の補正等を提出する時点で、ある程度の額の決定が出てくるとは思うんですが、今考えられ得るのが約2億円というものがございます。

また総額の中で考えていくのであれば、もう2億円を、将来の電子カルテをどのようにやっていくかという方向性の中でどうしていくかというのも今並行して施設長の会議、それから病院の会議等で検討させていただいております。この中でどのようにしていくかということ、管理者のほうの考えで今進めさせていただいているのが現状でございます、そういった金額でのさっき財政課長も申しました年割額の修正というのは、今のところまだできておりません。

それと、この席を借りて申しわけないんですが、今モデルルームつくっておりますので、また議員の方々にも見ていただいとっておりますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 現金預金見てもらいたんですが、一つは、貸借対照表で今回3月末見通しで3,062万2,000円という状況があります。28ページの下から5番目、現金預金3,062万2,000円というのがあります。これ基本的に当初予算で3億5,700万円の見込みで、9月補正で3億1,000万円ということでありました。それで実際的に今度3月末見込みで、今度はそれが10分の1の現金預金になりますよという貸借対照表になっております。この中身について、どの部分に入ってきたのかというのはひとつ明らかにしちよっていただきたいというふうに思います。大枠でいいですから求めておきたいというふうに思います。

それともう一つは、先ほど主なものということで総務課長のほうが答弁されました。人事のほうかね。それで、ここへ説明資料があるんですが、実際的にはこの説明資料の中で公営企業局の職員に関する等級表があります。それで、医療職員ほかずっと等級表があると思うんですが、医療職に1、2、3までありますか。それぞれ実態、当初計画段階で何名で、それで何名という格好で報告してもらったらよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 貸借対照表の現金預金の減額部分について説明させていただきます。

これは確かに21年9月の補正においては、3億5,742万6,000円という現金預金が、今回の12月補正において3,062万2,000円、約3億2,600万円減額しておるんですが、これの内容につきましては、9月の補正段階では、同じく9月の議会において決算認定を提出させていただいております。ですので、その認定をいただく前の状態、2億5,000万円の赤字がない状態での貸借対照表をつくっております。今回9月議会において決算の認定をいただきまして、その部分を当然2億5,000万円現金が少なくなります。それプラス今年度の業務量の変更に伴います減額部分もあわせて3億2,600万円のマイナスという形になっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 職種別ということでございます。21ページに行政職、医療職等々の級が当初計画時の21年の1月1日現在と、10月1日補正時の等級表になっております。よろしゅうございますか。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。討論採決は最終日といたします。

暫時休憩します。1時から開会をいたします。

午後0時04分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18・議案第10号

議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第10号周防大島町立小中学校施設使用条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号周防大島町立小中学校施設使用条例の制定について、補足説明をいたします。

再編交付金を財源の一部として整備を進めておりました久賀中学校運動場の照明施設が間もな

く完成いたします。施設完成後の利用にかかる使用料の条例整備と、それにあわせて平成16年の合併以前から旧町それぞれにおいて、小中学校の体育館等の学校施設開放を行っておりましたが、その使用にかかる利用料もあわせて整備しようとするものであります。このため、小中学校体育館、講堂等の使用料等を明記したものを含めて条例制定であります。

条例案の概要につきましては、一般的な公共施設使用と同様に使用の手続、許可、取り消し、使用料、損失の補償等を条文ごとに定めておりますが、使用料については別表第1、第8条関係でそれぞれ金額を記載しておりますので、その基礎となります考え方について御説明をいたします。

体育館・講堂の1時間250円は、平成17年度から町内の学校施設については金額を統一して利用に供しているところでありますので、その金額を設定したところであります。

次に、冷暖房のある体育館についてであります。本町には2校ほどその設備がされており、今までは申し込みに対して利用料の算定に苦慮していたところでありますが、このたび規模的には若干小さくなる橋総合センター講堂の冷暖房使用料が1時間につき2,500円をいただいておりますので、これに準じたもので使用料を設定いたしました。

また久賀中学校運動場に限定されるところの照明施設の使用料についてであります。町内に整備されている大島グラウンド及び昨年まで整備されておりました久賀グラウンドの照明施設の使用料を1時間につき830円としておりますので、同様の使用料金といたしました。なお、町に住所を有していない者、または町に所在のない団体が使用する場合は、使用料金の2割増し額を特別料金として納付していただくように予定しております。これについても橋総合センターの使用料に準ずるものであります。

附則として、この条例は平成22年1月1日から施行しようとするものでございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 使用後の措置の第10条であります。このところ、校長またはその代理者に届け出て、その検査を受けなければならないというところで、次のページの運動場です。これが照明施設を使って830円ということですが、今の10条と8条の件で、例えばナイター施設をこの時間は何時まで使って、その最後に代理者が検査というのはどういう形を取るのか、その辺のところよろしくお願いします。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） まず使用の時間でございますが、午後10時まででございます。

それから条例には一応整理整頓して検査を受けるよというように書いてございますが、実質は

使用者の責任のもとで、きちんと、いわゆるトンボと言いますか、それをかけていただいて、整理整頓して帰っていただくと。使用後の翌日等に、学校等のほうで確認をした段階で、若干落ち度があった場合には、そのあたりを指摘をするという理解をいただいたらと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今補足説明の中で、冷暖房の使用料を1時間につき2,500円、これは若干規模は小さいが、橋総合センターを基本としとるということで、副町長のほうから補足説明がありましたが、実際的に支払いと、この額というのはどういうふうに見ちよるんですか。いわゆる実際的請求額と2,500円ということについて、どういうふうに見とるのかというのが、非常にアバウトといいますが、わかりにくいところなんで、あえてまとめておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 他の公共施設等々におきましても、やっぱり冷暖房設備のある施設がございます。そのあたり実質の支払いと、いわゆる利用料としていただくもの、随分格差がございます。いわゆる利用に供してはそれなりの福祉の向上とか社会福祉への向上とかいろいろな形で便宜図っているということで実質イコールのものはございません。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的には、今次長のほうが答弁されましたけど、実際的に支払いのほうが高いんだという説明だったというふうに思います。それは施設としての方向性として、いわゆる町民に供するという立場から実際的には抑えているんだというふうな説明だったと思うんですが、これ、私はつかみようがないというふうに思っちゃるんですが、そう取ってよろしいかね。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 議員仰せのとおりでございます。

議長（荒川 政義君） 平野和生議員。

議員（5番 平野 和生君） 冷暖房の使用料2,500円ということなんですが、僕的には随分高いなという感じがするんですよね。恐らくバレーボールするにしても足掛け3時間ぐらいかかるんじゃないかと。そしたらもう7,500円でしょう。じゃないですか。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 基本的に冷暖房をつけてスポーツをするということは考えておりません。ですから、今回講堂が、久賀中学校と島中小学校の2つに冷暖房施設がございますが、ここで冷暖房を使うというようなことにつきましては、ちょっとした集会の会場として利用するというような場合には、冷暖房使う可能性がございますが、基本的にバスケットやる、バレーやる、

そういった方が冷暖房をつけるということは想定はしておりませんし、また使う方もそういう無駄遣いはしないだろうと思っております。

議員（5番 平野 和生君） わかりました。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号周防大島町立小中学校施設使用条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第19・議案第11号

議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第11号周防大島町個人情報保護条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第11号周防大島町個人情報保護条例の一部改正について、補足説明をいたします。

公的統計の作成及び提供に関し、基本となる事項を定める統計法及び統計法施行令が、本年4月1日に全部改正されたことに伴い、これらを引用している本条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表をごらんください。第3条第1号は、旧条例第3条第1号から第3号に引用する統計法の全部改正並びに統計報告調整法の廃止に伴い、法律番号の改正とあわせて、統計データの利用促進及び秘密の保護を図るため、調査表情報の二次利用ができる場合を明記しております。第2号と第3号を削除した結果、第4号と第5号をそれぞれ2号ずつ繰り上げて、第4号を第2号とし、第5号を第3号としています。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 11 号周防大島町個人情報保護条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 20 . 議案第 12 号

議長（荒川 政義君） 日程第 20、議案第 12 号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 12 号周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

このたびの一部改正は、情島航路のせと丸、浮島航路のひらい丸が平成 22 年 4 月 1 日にそれぞれ新船が就航することに伴い、国県の指導もあり、渡船事業会計の健全化を図るため、両航路の運賃の改定を行い、あわせて合併以後まちまちであった前島・情島・浮島 3 航路の運賃表の様式を統一するものであります。

新旧対照表をごらんください。第 2 条の表中の航路の名称につきまして、「伊保田～情島」とあるのを、出航地である情島を起点とする「情島～伊保田」とします。

航路ごとの運賃表を御説明いたします。まず久賀から前島航路について、運賃は据え置き、回数旅客運賃と貨物運賃を追加設定し、運賃表を整理いたしました。

次に、情島から伊保田航路について、片道料金で大人が 20 円、子供が 10 円の増額改定としております。運賃改定は平成 7 年 4 月以来 15 年ぶりで、改定率 7.69%となっており、定期運賃等も同様に見直しを行い、さらに貨物運賃を追加設定し、運賃表を整理いたしました。

次に、樽見から日前航路について、情島航路と同様に、片道料金で大人が 20 円、子供が 10 円の増額改定としております。また臨時運航料金について、現在の平日、日曜・祝日の 2 料金制を取りやめ、一律 1 万 5,000 円としております。運賃改定は平成 4 年 2 月以来 18 年ぶりで、改定率は 6.67%となっており、定期運賃等も同様に見直しを行っております。このたびの運賃改定に伴う年間の増収額は、情島航路で約 50 万円、浮島航路で約 80 万円を見込んで

おります。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものであります。情島、浮島両航路とも、島民の皆さんにとって唯一の生活航路であることにかんがみ、運賃改定はでき得る限り最小限にとどめることに努めておりますので、御理解のほどをお願いいたしまして補足説明いたします。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず実態です。今副町長のほうが、最低限に抑えましたという報告をしました。それで改定については、古い分で平成4年、いわゆる樽見部分ですね、平成4年以来ということで報告がありました。それで、実際的に負担額は50万円から80万円、ふえるという報告がありました。それで実際的に子供たちが利用する状況等はどのようなふうに見とるのかというのが一つなんです。

私たちは離島に関しても、同じ条件下でやっぱり生活するというのであれば、基本的に私は上げる必要はない。ましてや今回の改訂がそれぞれ情島～伊保田分で50万円、そしてもう一つの、樽見分、これでそれぞれ上げるような改定なんですがね、何で上げんにやいけんのんかというのが非常に不明確なんです。何で上げんにやいけんのか。例えば、それが維持できないというもんかどうなのかということがあるんです。実際そこところをどのようなふうにご解釈しとるか。それぞれ年間50万円、年間80万円、130万円ですよ。それを何で今上げんにやいけんの、改定せにやいけんのんかという理由が非常にわかりにくいと。単純に船を新設したからという分じゃないというふうには私は見ております。説明を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 子供の状況については、政策企画課長のほうからお答えいたします。

なぜこのたびの改定かということでございますが、国庫補助航路でございますので、毎年の監査でございます。近年その監査におきまして、国、同じように県でございますが、国から強い改定をなささいという指導がございました。ただ私どもはそういうふうに関唯一の航路であるということで先延ばしてきたわけですが、今回新造船をつくるということになりました。で、国のほうについては、どの航路についても新造船については改定なささいという強い指導がございました。新造船ができるからすぐ改定というわけではございませんが、ただ例えばこの22年4月に料金改定をしない場合には、国のほうから離島航路改善協議会というものを設置なささいという指導がございました。

この協議会というのは、国、もちろんこれは運輸局でございます。それと県、町が入った協議

会を設置して、この補助航路の健全化改善のための協議会を設置していろいろ協議しなさいという話がございます。そういうことになれば、とても今回の改訂幅とはなかなか難しいんじゃないかということでございます。で、先ほどありましたように十何年改定してないということで、今回はいわゆる消費者物価指数程度の限定した改定ということでございます。

どうぞ御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 星出政策企画課長。

政策企画課長（星出 明君） 利用者数ということなんですけれども、子供と大人という総数しか今手元に資料がありませんので、子供を0.5人と換算いたしまして、情島航路で昨年度、20年度の実績で2万758.5人、浮島樽見航路ですが、4万305.5人ということになっております。

議長（荒川 政義君） ほかに。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。さきの改正前のときは障害者等々の金額が久賀航路で、情島でというように幾らというのが身体障害者、精神薄弱者等々で決まっておったんですが、今回障害者等の割引運賃は別に定めるというようになっていますが、これは手帳の表示でこれにするとかいうように決めてあるんですか。そのところお願いします。

議長（荒川 政義君） 星出政策企画課長。

政策企画課長（星出 明君） これは国が示しております運賃の適用方法というのがありまして、身体障害者については半額になるんですけども、身体障害者の介護の方も半額になるということですので、これを一つずつ料金運賃表に記載すると、非常に表が複雑になりますので、運用の段階で対応していきたいと考えております。

議長（荒川 政義君） 平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） だから、そういう運用でやるということは、手帳の表示でこうですよと、介護者が半額ですよというお示しをするということですよ。

政策企画課長（星出 明君） すいません、おっしゃるとおりでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案第12号周防大島町渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

地方分権という言葉が始まってかなりになります。というのは、地方自治体が自分たちの財政能力に応じて、国がどういう圧力をかけてこようと、自分たちの町の政策システムは自分たちの町

でつくるんだというのが基本であります。偽った地方分権論が出て、もう既に六、七年になります。その中でいまだに国が圧力をかける、先ほどの言い方をすると、改善協議会、これは圧力以外何者でもないんですよ、とらえ方としてですね。その圧力、改善協議会にかかったらもっとこれ以上の値上げになるというて私は恐れる必要はないというふうに考えています。離島を就航、運航するのはその地方自治体の役割なんです。そして運賃決定は当然地方自治体の決定事項なんです。

そういう形から考えれば、決して7年たとうが14年たとうが、10円じゃけよかろうが、20円じゃけよかろうがという問題じゃないんです。基本にかかわる部分なんです。私は議員の皆さん方でぜひ考えていただきたいのは、地方分権の時代に確かに新造船して国に対してそれなりの見方を示さんにはいいけんかもわかりませんが、私は根幹にかかわる問題だというふうに考えています。あくまで私は椎木町長がきちっと抑えていけば、私は抑えることは可能だというふうに考えております。

以上のことから反対の立場を明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第12号周防大島町町営渡船設置及び運営に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第21・議案第13号

議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第13号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第13号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、屋外広告物等許可申請事務にかかる手数料について、条例の一部を改正するものであります。この屋外広告物等許可申請事務にかかる手数料につきましては、平成20年4月に山口

県から権限委譲を受け、町においても手数料徴収条例を改正した経緯があり、今回県の条例改正にあわせて本条例の一部を改正しようとするものであります。

新旧対照表をごらんください。別表第35項中、屋外広告物等の許可手数料のうち、第4号気球広告については1,350円を1,400円に、同項第6号のウ、2平方メートル以上5平方メートル未満のものについては900円を1,000円に、同号エ、5平方メートル以上10平方メートル未満のものについては、1,450円を1,550円に、同項オ、10平方メートル以上20平方メートル未満のものについては2,600円を2,850円に、同項カ、20平方メートル以上30平方メートル未満のもの及び同項キ、30平方メートル以上のものについては4,250円を4,700円に改正するものであります。

これらの改正は、県に準じての改正ということでありますので、御理解のほどお願いいたします。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。この条例改正ですが、大島斎場、橘斎場ほか……（発言する者あり）

議長（荒川 政義君） いいですか、はい。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第13号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第22・議案第14号

議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第14号周防大島町斎場条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第14号周防大島町斎場条例の一部改正について、補足説明をいたします。

主な改正は、第2条の表及び別表の大島火葬場の項を削除しようとするものであります。大島火葬場は、昭和40年から使用開始され、平成19年4月に大島斎場が使用開始されるまでの約42年間にわたり、町民福祉に寄与してきたところであります。平成4年度に行われた火葬炉の改修工事に伴う補助金適化法の耐用年数の関係で休止にしておりましたが、このたびこの耐用年数が経過することにより、当該財産を維持しておく必要性がなくなったため廃止しようとするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 先ほどは大変失礼しました。

大島火葬場が今回これでなくなるということでございます。2年前ですか、この大島斎場が開館できるときに、火葬しないと葬儀ができないということがございました。たしか中本町長さんだったと思うんですが。やはり郡外で事故等々で火葬して葬儀だけをこっちでやりたいということがあったんですが、そのときに火葬がないと葬儀ができないということでしたが、今回の条例改正でその辺は改めて葬儀だけできるという形になったということですかね。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 今回の条例改正については、旧大島火葬場の廃止ということで、新しくつくった大島斎場の条例改正については触れてはおりません。現状どおりです。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時29分休憩

午後1時35分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第14号周防大島町斎場条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第23・議案第15号

議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第15号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第15号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、補足説明をいたします。

現在の水道使用料金は、平成19年度に料金改定をいたしましたが、簡易水道事業特別会計は、一般会計から多額の繰入金で収支を保っている状況です。平成20年度の決算状況では、水道使用料を含め、収入が5億8,663万7,485円に対し、支出が11億3,694万3,050円で、5億5,030万5,565円の歳入不足となっており、不足分を一般会計よりの繰入金で賄っております。繰入金の5億5,030万5,565円のうち、国のルール分である基準繰り入れは、3億2,874万7,000円で、残り2億2,156万2,000円については、赤字補てんである基準外繰り入れとなっております。

このような収支状況の中、周防大島町給水単価検討委員会において、5回にわたり慎重審議がされ、先般、答申書をいただきました。この答申書の内容を踏まえ種々検討した結果、簡易水道特別会計の健全化に向けて、このたび使用料金等の改定をお願いするものです。当該特別会計は、独立採算制が原則でございますが、町民の9割近くが利用している状況から、値上げ幅は最小限にとどめたいということから、平均5.8%の改定といたしました。

第29条の料金表では、基本料金2,100円を2,200円に、超過料金1立方メートル当たり240円を250円に改正するものであります。

第30条の第3項では、基本料金の改正に伴い、半期分の超過料金を175円から183円に改正し、12立法メートルを超える超過料金について、1立方メートル当たり250円の条例を追加するものであります。

第34条は、13ミリ口径の場合、1,800円の開閉栓手数料に対し、経費が2,000円となっております。このため開閉栓手数料を1,800円から2,000円に改正するものであります。

第35条の加入負担金について合併時に見直しをしておりますが、近隣の市町に比べ低い料金

体系となっているため、状況を勘案し、13ミリについて2万1,000円を3万1,500円に、20ミリを4万7,000円から5万2,500円に、25ミリを7万3,000円から10万5,000円に、30ミリを13万7,000円から15万7,500円に、40ミリを23万7,000円から26万2,500円に、50ミリを45万円から52万5,000円に、75ミリを86万7,000円から105万円に、100ミリ以上を町長が定める額から157万5,000円にそれぞれ改正し、新たに上記以外町長が定める額を追加するものであります。

附則の経過措置につきましては、平成19年度の利用料金等の改正時におきまして、超過料金を一本化し、1立法メートル当たり200円から240円に改定したことにより、大口利用の町内事業所について大きな負担となっております。このため、周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例にあります製造の事業、ソフトウェア事業もしくは旅館業の業種に対し、1基当たり1,000立法メートルを超える超過料金について、1立方メートル当たり240円に据え置くとするものであります。

附則として、この条例は平成22年4月1日から施行しようとするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本で言ったら本当に低いように見えますが、実際的に年間使用料について、どのくらい上がるのかというのが、町民にやっぱり負担をかけるわけですから、当然きちっと年当たり幾らになりますよと、今回の水道使用料の引き上げによって、平均年当たり幾らになりますよというのが基本であります。そして、その点でまず1年間で各家庭基本料金部分と、いわゆる2カ月ごとですから平均的に35ですか。70立米ぐらいということで年額で今2カ月ごとで報告されておるんで、報告を求めたいというふうに思います。

それともう一つは、先ほど副町長のほうから、いわゆる特別会計の原則について言われました。それで実際的には、その特別会計と言えども9割加入しとるという言い方をしました。そういう中で、会計の健全化という言葉も言われました。それで私は、その各款の会計の健全化がどうかという点で見れば、一定程度一般会計から負担が出ている部分、いわゆる今が任意繰り入れという言い方が正しいかどうかは別にして、企業債償還分等について一般会計から見る部分と、それと実際的には2億2,000万円余りが赤字部分ということで言いたいんだろうというふうに思いますが、その2億円部分の何億円部分を今回の改定で補てんしようとするのか、やっぱりその部分も報告を求めておきたいというふうに思います。

それともう一つは、既に全協のときに言ったんですが、水道料金の決定については、当時の水価にかかわる責任水量部分があります。それで現在、あの当時責任水量を決定した数字が今も引き継いでおられると思うんですが、実際的にはその使用量、使用料金じゃなくて使用量ね。年間

当たりの使用量とどのくらい差があると、その金額についてはどのくらい見とるんかということをおわせて、値上げについての質疑をしたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 議員さんの質問の中で、一般家庭における年間の値上げの幅というんですか、金額についてですが、前回の19年に改定したときの資料の中で、1トンから60トンまでの一般家庭における平均1基当たりの使用水量が約17トンとなっています。この17トンを年間当たりになると、1基当たりが150円で、年間で申しますと900円程度になります。

それとこの値上げによって、その2億円余りの基準外繰り入れが、年間約1,860万円ぐらいの補てんができるということで、今のところ計算しております。

議長（荒川 政義君） 責任水量との関係が。使用量と。

環境生活部長（松井 秀文君） 18年で町の簡易水道の総排水量、有収水量ですが、23万8,600トン、今の排水量については自己水源も入ってますけど、そのうち広域水道からの受水が、212万5,600トン、それで19年度が総排水量225万3,400トン、それで広域からの受水が202万2,100トン、それと20年度ですが、総排水量227万3,300トン、それで広域からの受水については、219万1,600トンとなっております。

責任水量については、1日8,125トンの365日で、先ほどの17年は299万8,000トン、18年度が299万8,000トン、20年度はうるう年でしたので、300万6,600トン、20年度が299万8,000円トンとなっております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私が言うのはですね、実際今メモしたんですが、非常にわかりにくいんですが、実際的に1年間、既に契約しとる責任水量がありますよね。1年間。いわゆる使おうが使わまいが企業団のほうに払わにゃいけん水量。それで実質的な給水水量の差がね、金額にしたら1億円ぐらいになるんじゃないかというのがいろんな推定で思いよるわけよ。そこのところを質疑の中で聞きよるわけなんです。じゃけ、そこのところを端的に、例えば1年間でこれだけ水量が、引き受け水量がありますと。しかし、実際的にいわゆる埋めておる部分、使っておる部分についてはこうですよ。それで余りについては、実はその開きはこうですよという格好で答弁していただければそれでいいんですが、端的に答えていただきたい。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時49分休憩

.....

午後1時50分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 20年度で今の契約基本水量に対する広域からの受水の比率が73.09%で約1億300万円、1億300万円ぐらいの差額となっています。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 言いますのがね、やっぱりずっと水道料金の流れを見てみますと、基本的には3年ごとの見直しという中で、実際的にはその都度、パーセントは違うものの、上がってきよるといのが実態であります。そして一定程度、例えば合併のときに一定程度下げましたよ、統一のため下げましたよというのも認識がありますが、今平均で17トンで900円という答弁がありました。実際的にはそれ以上の世帯も結構あるんですね。あくまで平均です。基本水量で行けるところと実際的にはその部分、私は2,000円から3,000円は軽く上がる世帯も多いし、今回大口については据え置くんならですね、じゃあ家庭部分も据え置いてもらっていいというふうに思うわけです。提案の内容と相反する内容の状況だというふうに思います。

それでこの原因、今回提案せざるを得ない根本原因について、提案者としてどういうふうに考えちよるんだらうかというふうに思うんです。それで質疑をしたいんですが、言いますのが、健全財政、健全財政言いますがね、やっぱり特別会計と言えども、一般会計との連動が当然あるというふうに私は認識しております。その中で例えば一般会計を補うためのいざのときの財政厳しいときに当たる財政調整基金、これが合併後減ってきよるんなら繰り入れは厳しゅうなるかもわからんが、実際的には財政調整基金そのものはふえてきよるわけよね。そうするとよ、基本的には繰り入れは私は可能だと。特別会計が独立採算という格好であれば、当然私は町民生活の影響のほうが大きい部分ですから、それ当然値上げを据え置いて1億円、総トータルで2億円でしょう。いわゆるオーバー分がね。それで3年後ぐらいには、またそのルール分そのものも下がっていくわけでしょう、3年後には。基金繰り入れ分が3年後には、総トータルとしては下がっていくわけでしょう。そういうのを考えたら、3年間辛抱することは可能じゃないかというふうに考えてるわけですよ。その点で、執行者として今回提案するに当たって、実際的にこのぐらいのことが我慢ならん範囲なのかどうなのか。やっぱりそれは提案者としてどう考えるのか、きちっと聞いちゃかないけんというふうに思います。よろしく答弁のほうを。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 3年前に改正して、またここで改正するというのは、本当に申しわけないという気持ちでいっぱいでございます。しかしながら、今、広田議員さんのほうからもお話がありましたように、この町民の皆さん方の90%がこの簡易水道を利用しているということから

して、できるだけ負担にならないようにということは当然のことだと思っております。しかしながら、今お話もありましたように、この柳井広域水道企業団から給水を受けておるこの市町につきましては、非常に高い水を飲んでいるということが現実でございます。これは企業団を設立した当初から当然莫大な経費をかけて導水をし、浄水をし、また送水をするという大きな事業でございましたが、結果的に高い原水を買っておるということについては、その原因の一つであると思っております。

それで、じゃあこの地域の人々が、住民の方々がどのぐらいよそと違うのかと言いますと、県内でも非常に利用料、使用料としては高い水を飲んでおるということに間違いありません。そのことによって、県は高料金対策としての補助金を出してくれておるということでございます。しかしながら、この高料金対策も、実は平成23年で終わりなんです、1回が。で、次のことが今ぜひともそれを継続してほしいということを県に要望を始めておるところでございます。要するにこの補助金がなくなれば、結果的に今126円で受水を受けておる単価がまた上がってしまうということになりますから、各市町の使用料も上げなければならないということになるんだろうと思っておるところでございます。

それで今広田議員さんのおっしゃるその責任水量と実際に使用料との差を、1億円あるんだからそれを一般会計からプラス補てんすれば、ここで値上げをせんでもいいじゃないかという御意見だろうと思います。水道の場合、例えば当然今の起債の償還も進んでおりますし、新しい各種工事がほとんどない状況ですから、そういう今の試算のような感じだろうと思いますが、例えばその中でも基準の繰り入れ分というのは、当然その基幹的な施設でございますから、あとの部分について、赤字の部分がずっと続くというのは、ある意味そう簡単には解消できない状況だろうと思っておるわけです。

それで任意の繰り入れ分、2億円余りの部分の1億円を常時一般会計が繰り入れるということになりますと、これは基幹的な部分の起債の償還がだんだん減ってきたとしても赤字部分が減るということにはならないと思うんですね。だから、そうしますと延々とその1億円ずつ繰り入れるということは、非常に一般会計に大きな負担を強いてしまうということになるというふうにお思っておるところでございます。

それで、よくお話が出ますが、その責任水量をやめたらいいじゃないかという話になるんですが、きょうは広域水道議会の議員さんもおられますが、当然そういたしますと、広域水道の経営が破綻してしまうと。破綻してしまうとどうなるかということ、やはり結果的には一部事務組合ですから、構成市町に返ってくるということになるわけでございますが、当面非常に大きなジレンマを抱えながらこういうことになるんだろうと思っております。

国のほうでは、このうちのような状態の簡易水道がずっとつなぎ合わせているところは既に上

水に切りかえてというような指導もだんだん受けておるところでございます。上水になってしまいますと、当然企業会計になりますので、当然一般会計からの繰り入れというのはできなくなります。できなくなるということになりますと、当然いろいろな弊害が出て、ちょっと今考えたくないんですが、大変なことになってくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも今のこの2億円の繰り入れぐらいをできるだけ維持し、これ以上できるだけ上げ幅を少なくして持っていくというのが今の状況だろうというふうに思っておりますので、ぜひとも御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案第15号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、反対の立場から討論しちょきたいというふうに思います。

実は、ぜひ考えていただきたいのが、先ほど町長のほうが言われましたが、いわゆる一部事務組合でやる仕事ができなくなる。そうすると、町の負担がふえ、住民の負担がふえるという論調を言われました。それで実際的に考えてみてほしいのは、この事業はどのような姿から始まったかということなんです。県の主導で実際的には、この議論はもともと岩国へ工業用水等必要なために、あの弥栄から引っ張るというのがもう通説になっております。これは調べていただきたい、行政として調べていただきたいというふうに思いますが、実際的にそういう流れから出発して、県としては岩国の引き受けは困難という中で、第二弾として柳井市を中心とする今の姿に移行してきたという私は認識を、最初からこれで行きますよという開発行為じゃなかったというふうに私は見ております。

そういう中で、今町長は、県に高料金対策をお願いしていかにかいけんと。たしかに地方自治体から県に対してお願い事項かもわかりませんが、やっぱり県は県でこの間、例えば工業用水等に対する補てんもやってきました。それで私は当然このような中で政策的欠陥があったなら、私は県は責任を持って補てんすべきだと。決してお願い事項じゃないよという感覚でおります。

実際的に生きていくため最低限度の水をどういう判断をしていくかと。水がなくなったら大変ですよ。そういう中でやっぱりどう維持していくかというのは当然大前提ですが、例えば周防大島町の一般会計を見てみて、そのぐらいの補てんが今現在できないかどうかと言ったら、私は例えば午前中の質疑で行ったように、瞬間風速じゃろうと16億円の財政調整基金があるとすれば、少なくとも私は見直しをしなくても3年間、かなり大きいかわかりませんが、その方向で使うことは私は可能だというふうに考えております。

そういう点から見れば、今の3年ごとに見直しというやり方自身も、それでまた責任水量制についても、加入の1市7町村、町数が少なくなったんで4町になりますか、実際的には大変な状況だろうというふうに思いますが、とにかく今回の値上げについてね、やっぱりさきに水量含めた議論をした上で、町民的理解を得ることが私は大事ではないかという立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。安本議員。

議員（16番 安本 貞敏君） 議案第15号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、賛成の立場から賛成討論をいたします。

御承知のとおり、人間は命の次に大切なものは水でございます。旧町時代、過去に夏の干ばつに加え、お盆を中心として水量が大変不足して夜間や時間断水となったりして、大変生活に不便を来しておりましたけれど、昨今では一部の島嶼部を除きまして解消されております。このことは広域水道組合の設立により安定した水の供給のおかげであろうと思われ、感謝いたしております。

周防大島町における簡易水道事業特別会計の収支状況を見てみますと、毎年一般会計よりの繰入金に頼っております。特別会計は御承知のように、独立採算制が原則であるにもかかわらず大きな赤字会計となっておりますことは御承知のとおりと思います。

振り返ってみますと、平成19年度は2億1,747万8,000円、平成20年度が2億2,156万2,000円で、平成21年度の見込み額を見ますと2億1,859万5,000円であり、2億円以上の赤字補てんが必要となるわけでございます。

内部経費につきましても、人件費は年々減少しておりますが、修繕料については広域水道の供用開始から10年を経過し、施設の老朽化が進み、維持管理費が増加すると見込まれるわけでございます。さらには給水人口の減少で大幅な歳入の増加は見込めない状況にあります。

今日経済情勢の悪化が続き、だれしも水道料金は上げないで据え置きか値下げがベストであろうと思いますが、諸般の事情を考慮いたしますと、やむなしと考えられます。よって、本案件に賛成するものであります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時17分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24・議案第16号

日程第25・議案第17号

日程第26・議案第18号

議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第16号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてから日程第26、議案第18号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についての3議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第16号から第18号までにつきましては関連しておりますので、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第16号は山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

平成22年1月16日、山口市と阿東町の合併により、阿東町が1月15日をもって山口県市町総合事務組合から脱退いたします。これに伴い当組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び同日新たな山口市が交通災害共済事務の共同処理について、同組合へ加入するため組合規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定による議会の御議決をお願いするものであります。

附則といたしまして、この規約は平成22年1月16日から施行しようとするものであります。

次に、議案第17号は山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。

阿東町が合併により山口県市町総合事務組合から脱退することに伴う財産処分を地方自治法第289条の規定に基づき関係地方公共団体の協議により定めることについて、協議の内容について議会の議決を経ることとなっておりますので、地方自治法第290条の規定による議会の御議

決をお願いするものであります。

次に、議案第18号は山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてであります。

平成19年2月1日に発足した山口県後期高齢者医療広域連合は、現在13市7町により構成されております。阿東町が平成22年1月16日山口市へ合併することに伴い、山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少するため、地方自治法第291条の3第3項の規定に基づき、組織する地方公共団体の数を減少させることに関し、関係地方公共団体の協議により定めることについて議会の御議決を経ることとなっておりますので、地方自治法第291条の11の規定による議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第16号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第17号山口県市町総合事務組合の財産処分について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第18号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 17 号山口県市町総合事務組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第 18 号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第 27 . 議案第 19 号

日程第 28 . 議案第 20 号

日程第 29 . 議案第 21 号

日程第 30 . 議案第 22 号

日程第 31 . 議案第 23 号

日程第 32 . 議案第 24 号

議長（荒川 政義君） 日程第 27、議案第 19 号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定についてから、日程第 32、議案第 24 号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定についてまでの 6 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 19 号から議案第 24 号までの各施設の指定管理者の指定につきましては、関連しておりますので一括して補足説明を申し上げます。

平成 19 年に本町初の公募による指定管理者の選定を行い、指定管理者制度をスタートいたしました。来年 3 月末にその指定期間が終了することになりました。これに伴い周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱に基づき、このたびそれぞれの施設に選定の透明性、公正性を図る観点から、民間の専門家 5 名の委員さんで組織された指定管理者選定委員会を立ち上げ、選定作業を行ってきたところであります。

それぞれの施設について3回の選定委員会を経て、参考資料として添付している報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

まず、議案第19号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された特定非営利活動周防大島自然体感クラブを指定しようとするものであります。

議案第20号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された大島国際交流協会を指定しようとするものであります。

議案第21号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された社団法人東和ふるさとセンターを指定しようとするものであります。

議案第22号周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された大野工業株式会社を指定しようとするものであります。

議案第23号周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された有限会社サザンセットとうわを指定しようとするものであります。

議案第24号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定につきましては、優先交渉権者に選定された藤本グループを指定しようとするものであります。

指定期間は、いずれも平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間としております。

以上で、各施設の指定管理者の指定について、補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第19号周防大島町久賀歴史民俗資料館、周防大島町町衆文化伝承の館及び周防大島町町衆文化の薫る郷公園の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は指定管理については、今までもずっと、どういう点を明らかにしていかにゃいけんかということをととえに立って論議してきました。そういう中で、今回改めて、このA、Bという中で、Aに、さきに議論主体でありたいという位置づけて提案されております。

この中で審査の基準となる、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであることについて、6点審査事項があります。その中で、一つはトラブルの未然防止策と対処方法、もう一つは、地域関係団体等との連携ということになっておりますが、A、Bそれぞれどういう趣旨説明がされたのか、提案がされたのか聞いておきたいというふうに思います。

また、審査基準の3番目で、3カ年の収支計画及び指定管理料の額という項があります。これについてA、Bそれぞれ、どういう提案がされたのか聞いておきたいというふうに思います。

4番目、公の施設の管理、安定して行う人員、資産及びその他経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあるという中では、職員体制・配置人員、これについてA、Bそれぞれどういう提案状況だったのか。

また、これは5とダブる部分、内容があるんですが、レストラン、物販等の町内仕入れ予定実績額、町内雇用予定人数ということで、過去実績という訴えもあるようですが。それぞれ、そういうふうにA、Bがあって、実は5のその他町長等が別に定める事項においては、B団体のほうが150で、A団体が138という大きな差が出ておりますので、提案の状況等について報告をお願いしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 質問、たくさん項目いただきましたんで、多分漏れが出てるだろうと思いますので再質問をお願いしたいと思いますが、まず、今回の点数等々につきましては、5人の委員さんが選定をしたわけございまして、今それぞれの項目について、そこら辺の説明はどうだったのかという御質問がございました。これについては、一つずつの項目について質問なり、やりとりをしてヒアリングをしております。

ですから、提出されました指定申請書に基づいて、その中を十分事前に審査会の委員さんには申請書をお送りしまして中を詰めてきていただいておりますので、質問点等があったらヒアリングの段階でやりとりしてくださいというような形で選定をしていきました。

したがって、いわゆる地元のトラブル未然防止云々かんぬんという話も一番初めにございましたが、そのあたりも当然、問題等起こった場合には地域住民と話し合いを行うよとかいうような、いわゆる一般的な対応で審査が行われたというふうに御理解いただけたらと思います。

次に、3年の計画ということでございますが、それなりに団体は、このぐらいの分厚い計画書を提出しておりますので、その中で審査会の委員さんは、審議をしたということでございます。

それと、職員の配置につきましてですが、基本的には町内の人を使うよということでございますが、業種によってはどうしても町内で対応できない業種があると、これらについては町外から、助っ人をお願いしておるといった答弁もありました。

それから、仕入れも、基本的には町内から仕入れるということでございますが、材料でどうしても対応できないというものにつきましては、町外から仕入れるということでございます。

それから、審査基準の点数で150点と138点の差があるということがございました。これは、5項目目になりますその他町長等が別に定める事項ということで、レストラン、物販あるいは町内の雇用予定人数、これらが配点的には通常5点満点のところそれぞれ10点満点になっ

ております。

A団体におきましては、先ほど申し上げました町内雇用予定人数、基本的には町内であるけれども、業種によっては町外から雇わざるを得ないというようなところの説明がありましたので、委員さん方がそれぞれ、ここの部分で減点をされたというふうに私は理解をしております。

それぐらいの内容で、ちょっと答弁を終えたいと思いますが、またお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議会ではいわゆる任期選定についての、議論、採決するわけですよ。いわゆる最初にこの方と、契約、議論をしてよかろうかというのが議案の性格じゃなかろうかというふうに思っておりますので。

実は私たちが議会答弁を求めるときに、実際的には例えば議事録の範疇で答えられるもの、いわゆる個人の秘密に係る部分までは求めませんが。やっぱりそういう作業があった場合、いろいろなことがあります。例えばAさんはこういう格好で提案してきたと、Bさんはこの中身として、こういう格好で提案してきたと。その辺が議会のほうにある程度ね、わかる資料というのは、今出されちよる結果報告書しかわからんわけですよ。

結果報告書というのは何かと言ったらね、いわゆる委員さんの主観で、ある意味まとめたものだろうと思うんですよ。委員さんの主観でね。そうすると、何でそこがこういうふうに違うのかという客観的な質問すれば、簡易議事録もしくは提案書がなければ、答弁が不能なところがあるんではなかろうかなというふうに危惧しちよるわけですよ、私のほうがね。

その点で、質疑を続けるわけなんです。例えばA業者さんは今までもやってきましたよと、B業者さんは今までについてはどうだったかわかりませんが、実際的には、そこでかなりの点数が開く、まあ今は客観的に持ち点が10点という言い方をしたから、それに当たるんかなというふうに思いますが。

例えばレストラン、物販等町内の仕入れ予定額、町内の雇用予定人数とかいう部分とか、もう一つは、ダブるかもわかりませんが、一応すみ分けしておるんで職員体制の配置人員とか指定管理料の額とかいうのは。例えば自分たちの事業計画を出すときに、もしくはヒアリングの中で、私は明らかになっちよるんじゃないかというふうに思うわけですよ。

その辺が今、資料があればね、やっぱりある程度答えてほしいし、それで今資料がなければ、最終的には本会議最終日に採決するようになるんで、それまでにきちっと調べてもらうか、やっぱりそれしかないというふうに思うんでね。今資料があれば当然見てみたいし、資料がなければ、やっぱり後書いてありますんで、求めておきたいというふうに思いますが、聞いておきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 手元には資料ございます。ただ、私の記憶で間違っておれば御指摘いただきたいんですが、たしか3年前に、この指定管理者の指定の選定をするにあたって、いろいろな業者さんの資料について出すことによって、それぞれ指定管理になろうと思っているところのいわゆるノウハウといいますが、それがどうのこうのと云々かんぬんという議論があったと思うんですよ。

ですから、今御指摘いただいております資料出せとかというようなことについては、私は、ちょっと今ここで即答しかねるし、いかがなものかなというふうに感じております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私たちはこういう場で議論するときね、やっぱり客観的なものを見ながら議論せんとですね。例えば、私はこの点数というのはあくまで公募委員の主観に基づく結果だろうというふうに思うております。

しかし、私たちが客観性を求めるとすれば、これだけ点数が違うちよる部分については、当然プレゼンテーションというか、説明、そしてまた提出資料等があるから、それは私はならんように質疑をしようというふうに思うちよるわけよ。

例えば、それがいわゆる法人もしくはその団体のノウハウを漏らすようなもんじゃたらね、議員として難しいかもわからんが、自分たちがいわゆる指定管理をどのくらい思うちよる、Bさんはどのくらい思うちよるとかという範囲とか。

例えば、後からも出てくるかもわかりませんが職員配置体制、どのくらいを見ちよるんだとか。また、必要ならば収益という面で見れば、実際的にはこのくらいの収益関係でいけると思うちよると、またこれくらいの指定管理料でいけると思うちよると。

かなり分厚い資料の中から、いわゆる個人の秘密とか自分の企業としての中身を見せちゃうわけじゃないわけじゃけね。その辺私は答弁の範疇可能ではないかなというふうに思うんですよ。それはあくまで議会が質問をして、また後はいろんなことがあって、いわゆる秘密に係る部分に対する取り扱いはどうなるのかとか、いろいろ出てくるからね。それはある程度、きちっと答弁しちよったほうがよかるうかということで質疑をしようします。

私が言うんが、それに当たるとは私は思うてないんです、ノウハウに。企業のノウハウに当たるといふふうに思うてませんので、できる限り持っているんならですね、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） まず、点数の開きについて、随分気になっているようでございますが、先ほど申しましたとおり、ここの項目については10点満点。ですから、5人の委員さんが仮に8点と5点をつけた場合、1人3点差があります。5人いれば15点違うということで、今

御指摘がありました150点と138点ですか、12点しか変わらない。そのほかにまだ項目もありますんで、でこぼこが出てきて最終的には12点差があるということで、余り重要視する問題ではないのかなという気がします。

それから次に、管理料の件でございますが、これについては先ほど朝の補正の中で3,790万円ですか、これは債務負担ということで掲げてあります。これがこの金額でございます。それで御理解いただいたらと思います。

B団体については若干安くやろうという考え方でございましたので、そこで管理料に関するところの点数が若干また差がついているということでございます。

それからもう一つ、人数の関係でございますが、今計画として出されておる人数におきましては、総員6名ということで計画が立てられております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 今ちょっと関連するんですが、個人情報の関係で出しにくい部分もあるというふうな話ですが、指定管理料について、町が指定管理料、例えばこの事業ではこのぐらいの指定管理料が必要だとか、何ぼもらわんにゃいけんとか、それを決めた根拠と各指定管理を受けようとする業者がどのぐらいを出しているかというぐらいは、資料として出すべきと思いますが、いかがですか。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） それぞれの公募の段階のときに、指定管理料幾らで受けるよという資料的なものについては、御要望であれば出せます。

議員（19番 小田 貞利君） いや、その、相手のやつはどうですか。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 当然そういった部分があって、さらに指定管理を受けようとする業者が、それを、このぐらいでやれるよとか、このぐらいじゃないとやれないよとかいうのが当然出てくると。

各個別の名前を出して、その業者がどうのこうのというんじゃないかわりに、こういう差があったよとか。こういう先ほどの人員配置にしても、そういった部分をこういう審議をする事前資料の中にもあっていいと思うんですよ。その辺はどうですかということですが。いかがですか。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） このたびの指定管理の選定にかかわる資料ということで、多分という想像でものを言います、私どももらっておりませんのでわかりませんが、それぞれの施設等の指定管理者の選定にかかわる報告書ということで、今回6件ほど提出されておりますが、

それが一括して議員さんのほうにお配りされているんじゃないかと思います。

その中には、今回の私ども今お話しております歴史民俗資料館等につきましては、2つの団体から指定管理についての申請が出てきたと。ですから、A、Bに対しての評価というものが上がっております。その他においては、3団体あるいは4団体あるかもわかりません。それは私の想像の域でございますが。

先ほどの指定管理の管理料の関係でございますが、お示しできますというお話しでしたが、今回の久賀歴史民俗資料館等の管理につきましては、先ほど朝にして債務負担でお示しました3,790万円というのが、このA団体の3年間の管理料の金額でございます。

B団体におきましては、3年間で3,720万円、70万円の差がございました。人数につきましては、A団体は先ほど6人で想定しておるということでございましたが、B団体については、5人とプラス臨時の職員を若干名というようなデータが申請の中には入っております。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） この一括上程なんで、ほかの部分も含めて、最終的に採決は最終日ということになっておりますので、先ほど言いましたように指定管理料を町が定めた根拠と各指定管理の部分の金額とをいただきたいと思います。よろしいですか。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

暫時休憩します。

午後2時46分休憩

午後2時47分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長（村田 雅典君） 先ほどの指定管理に応募された、それぞれA B団体といたしますか、それぞれで町が示した基準金額、それに対して応札した金額の一覧表、これにつきましては今総務課長に話しまして、総務課長のほうからまとめてお示しをするということでございます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の資料の2ページを見ていただきたいんですが、2ページの審査の方法というところでございます。

今の小田議員さんの御要望のとことというのは、(2)の審査方法の3、施設の適正な維持及び管理並びに管理にかかわる経費の縮減が図られるものであることという部分の評点をつけるところの資料だというふうに思っております。

その中に審査事項として、経費縮減へ向けた取り組みということの、この部分を指定管理料を幾らで応募しているのかということで点数化するということだと思っております。ここには、そこ

にあります6項目を網羅したものを満点として50点つけますよということですから。ただ、その金額の多い少ないだけで、この50点の評価が出るというわけではないと思っております。

だから、次のページの3ページ目の3番の204点というのは、これら6項目を一人一人が50点満点でつけて、それを5人の委員さんが出したものをトータルしたら204点でしたという意味ですから。

特に今の指定管理料を提案した金額だけが、例えば一人歩きすると非常にまあ、なぜ私のほうが安かったのにならなかったのかということになると思いますが、実はこの3番の中に今申し上げました6項目あって、経費縮減に向けた取り組みだけではなくて、それらも含めてこの項目で50点でつけると、審査するというごさいますので。できればトータルな委員さんの考えがあると思しますので、余りそのここだけを引き抜いて公表するというのは慎重にあるほうがいいのではないかなというふうな気持ちがいたしております。

しかしながら、反面、応募する方は当然6項目すべてかどうかわかりませんが、この6項目の中にあります経費縮減の取り組みというのに大きなウエートを置いているよという形で金額を出されておると思しますので、ちょっと今金額を生で出すのがいいのかどうかというのは若干問題があると思いが まあ、いいと思うんですが。

それは応募したほうの側は、応募していただいて受けたほうの資料ですから、そのこと自体はいいと思うんですが、ぜひとも慎重に扱っていただきたいということをお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 1点ほどちょっとお尋ねします。今の町長さんのお話聞かしまして、中身については理解できるんですけども、例えば指定管理者の名称は何々クラブとか何々交流会というのが書いてあるわけございまして、代表者名ぐらいお書きになってもいいんじゃないかというふうに感じております。

それから、指定管理に対することは、やっぱり町議会もこれをきちっと認識したものが上がってこないといかんというふうに考えておりますので、やはり町民の代表になるようなお方が、この指定管理を受けられるわけございまして、ぜひその辺を議会でも、この方ならいいなというお人を選んだほうが、よりベターであると考えておまして。

それから、もう一つは、せっかくここまでおやりになったんですから、中身をやっぱりそういうふうにした議会にもお知らせをいただきたいということと、もう一つの諸条件はわかりませんが、諸条件見えてませんが、諸条件がいろいろな形があると思うんですね。

そのお方と契約をされるにつきましても、例えば途中解約ができるような諸条件まで入っているかどうかというものを、きちんとした確認をしてみたいというふうに思っておりますので、ぜ

ひその辺はひっくるめまして、条件的なものもあるかということもお示しいただければ、議会も納得するんじゃないかと思っています。よろしくをお願いします。

議長（荒川 政義君） 松井議員、今の19号議案に関する質疑というよりは全体の質疑になるわけですね。

15日までにですね、今の議員さん方が、小田議員さんが言われた質問内容についても取りまとめていただきまして、議会事務局のほうにいただきます。ほしい方は15日までに議会事務局のほうへ問い合わせてください。

で、一般質問がある17日ですかね、17日には皆さんに配布いたします、早めにね。ほしい方は15日に取りに来てください。そういうことで御理解をいただきたいと。はい。昼過ぎだそうです、15日のね。午後。

19号議案についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第20号日本ハワイ移民資料館の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これも端的な状況、今回公募された選定委員の方の気分だというふうに思うておりますが、この中に5項目目があって、A団体はマンネリ化しているので、そろそろ交代時期だと思うが、B団体は管理面で自然とのつきあいとは少し趣が違ふような気がする。二者択一であるから従来どおりの方に管理していただいたほうがよいかと思うというくだりがあります。

これについてね、やっぱり、ちと明らかにしちよかんにやいけんのは、その応募した団体に対して、こういう、いわゆる意見を述べるとすれば、逆にその団体に対して御無礼になりやせんかという気がするわけなんですよ。どこであらわすかというのは、いろいろ自由であります。最終的には点数をもってやられる。一方方が169点、一方方が126点、いわゆる最後のところね。ほいで602点と554点ということで、かなり開きがありますが、やっぱり何を基準に指定管理するのかということが、こういう書き方をすると非常にあいまいに私は逆にとられると、真意を図りかねるとというのが私の気持ちであります。

実際的に、私とその議事録を見てね、議事録を見て書くんなら、仮にそういう書き方があったとしても、やっぱりきちっと議会に出す資料としては、わかりやすい資料を提出すべきじゃないかなというふうに思いますので、その点を先ほど15日と言いましたが、やっぱりきちっとですねその辺。

これはあくまで評価委員さん、選定委員さんのあれですからね。それじゃけ、別に評価委員が

何を言おうかという側面はあるかも知れませんが、一応、評価を委託したわけですからね。公募して委託したわけですから。それ当然真意のほどが伝わる内容があるうかと思えますので。

例えば簡易議事録なり、もう一つは提示資料等があるうからね。やっぱり、ある意味、指定応募した人のノウハウが漏れん範囲で、ぜひ改めて先ほどの同意をお願いしておきたいと。

先ほど議長のほうが言いましたように、矛盾点等があったら、議会事務局のほうに届ける、わかりやすい資料届けるちゅうことだから、この面でもやっぱり推定できる範囲、個人の例えば秘密が出ん、個人のノウハウが出ん範囲でお願いしておきたい、いうふうに思います。

私の質疑は以上であります。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時 57 分休憩

午後 3 時 06 分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 21 号周防大島町サン・スポーツランド片添、周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド及び周防大島町青少年旅行村の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） やはりここでもですね、実際的には基本となる、この場合は優先交渉権について、2 団体から出された、実際的に、その他町長が定めるところというのは 35 点、総点で 35 点あります。それで、A、B と見て、判定された、それぞれ、そりゃ当然委員さんが判定されたところですが、やっぱりそこには客観性があるというふうに思っております。

それで客観性については、わしがさっきから言いよるのは、いわゆる、その業者が不利益を被るようなものまで出すというもんじゃないわけですよ。少なくとも議事録等で明らかになる部分があったらね、執行部が判断して答えていただきたいというのが質問の趣旨なんですよ。

ですから、例えば、この団体においても、A、B あったとしたら、地域や関係団体の連携については、私たちはどういう関係を目指すか、また、実際的には指定管理料、皆さん方が積み上げた額がね、それが適切じゃないというふうに思うちよる方がおられるかも知らんから、私たちがやったらこういう格好で指定管理ができますよ、それよりも高くなるかも知れませんが、そういう中身が提案されちよると思うんですよ。当然委員会においてね。

だから、そういうものについては、きちっと報告していただきたいし、職員体制の配置人員についても、それぞれ A、B 側ではね、やっぱり A さんは、いわゆるこの建物を維持するにあたっ

て何人ぐらい必要と思いますか。それで、Bさんは何人必要と思いますかというぐらいはね、別に隠すべき必要ないんじゃないかということなんです。同じこと言うて済みません。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） さっきの議論と全く同じなんです。要するに提案された応募者は、当然いろいろな自分たちのノウハウとか、または自分たちはこういうふうなことをやりたいということ応募の中に書いております。で、プレゼンテーションはやりました。それを選定委員会の委員さん方は、総合的に判断をして項目ごとに分けて点数化したわけです。

だから、それをいちいちこう、どういう提案をされちよるんか、その提案を全部こちらに出してくれやというんじゃなくて、その受けた提案をこの5名の委員さん方は個々に点数化して、それで総合的な判断をしたのがこの審査結果で、その審査結果の中のその内容というものは、この公表で大きく出ております。

だから、これをもって、こういう結果が出ましたというのを審査委員さんは、優先交渉権者を決めましたよというのを町長に報告が上がったわけですね。だから私は、そういう審査は公正に、公平にされとるというふうに思っております。

だから、きょう、ここで議会のほうにその提案をさせていただいているわけです。だから、審査の内容につきましては、まことに私は公平にしているというふうに思っているわけですが。

この内容をさらにまた、もう1回、この議会の中でどうこうするというんじゃなくて、ぜひともこの委員さん方の意見を尊重いただきたいという、交渉権者はこうだったということを尊重していただきたいというふうに思うわけでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 一つの性格的にあるのは、執行部が公募でお願いされた委員会だから、この委員会のいわゆる結果をもって判断基準にしてくれという言い方が執行部の言い方なんよね。（発言する者あり）いや、この結果をもって、こういう結果が出たんで、執行部は委員の皆さん方に委員会に投げたんでね、この委員会の総評をもってね、いわゆる判断してくれという言い方なんよね。

じゃが私らは、議会は、それに一切携わってないわけだから、一切携わってないわけよ。議会として判定するに当たってはね。だから少なくとも、それぞれ提案者のほうがね、やっぱり最低限どのぐらいでやっていこうと思った。やっぱり、こうやったら削減できると思うと、そこまで触れんでもええから、まあ少なくとも概略、議事録。それで次言ったら、もっと解かりにくいのがあるんよ。それやっぱりきちっと概略等はね、されてもええんじゃないかというふうに思います。

もう、それは最終的にはね、皆さん方が判断することですから、採決に望む議員が考えること

ですから。私は少なくとも採決に望む議員としてはね、そういった秘密の範囲にかかわらん  
かかわる部分は出せとは言わんよ、秘密にかかわる部分。また、事業のね、事業のいわゆるノウ  
ハウにかかわる部分については求めんが、最低限そのぐらい必要じゃないかと判定するにあっ  
てはね。

議長（荒川 政義君） ちょっと、暫時休憩しますが、広田議員が言わんとするところが、わし  
もようわからんのじゃけどね。どこまでの資料が欲しいのか。

午後 3 時 13 分休憩

午後 3 時 23 分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま広田議員の質疑についてはですね、各選考委員会の議事録の要約版ができ次第、町の  
ホームページのほうに出るそうです。それをしっかり見ていただきたいというのが一つと、  
15 日までにはできるだけの資料をそろえて議会事務局のほうに提出していただくようお願い  
しとりますので、御理解をお願いいたします。

引き続き何か、ほかに質疑はございませんか。田中隆太郎議員。

議員（1 番 田中隆太郎君） この 4 ページの 3 番に、「B 団体が今回指定管理施設 6 施設に公  
募されている」ということが書かれておりますけど、これは執行部のほうが全委員会にすべての  
応募業者を知らせておったのかどうかを聞きたい。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 指定管理につきましては、完全に広報にも載せていましたように公  
募していますので、自由にその情報を得た業者は、あるいは団体は全部出してくるという形にな  
ります。

議長（荒川 政義君） 質問の内容が違うじゃろ。西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 委員会ではそういうことは言ってないと思います。ただ、商工観光  
と教育委員会関係と今回分かれた施設なんで、商工関係にはまたダブった委員さんがいらっしや  
るんで、その辺の情報は得て入っていると思います。選考の中にですね。（「そりゃまたおかし  
いの」と呼ぶ者あり）教育委員会については別々でやっていますんですが、その中に委員さんとし  
てダブってれば、その情報はわかると思いますが。あえて、ここは、この業者さんは全部入っ  
ていますよということは、こちらから言っておりません。

議長（荒川 政義君） 田中議員。

議員（1 番 田中隆太郎君） それなら、これは委員会同士が横の連絡を取り合うたというふう  
にとっていいちゅうことですね。委員同士が。執行部が知らしてないということは、委員同士が

とったということで考えられないですか、これは。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 委員同士が横の連携をとっているとかどうかというのは、私のほうでは把握できません。

議長（荒川 政義君） 田中議員。

議員（1番 田中隆太郎君） 各委員会は別のもんだからですね、まあ早く言ったら、ここへ載っちゃうB団体さんですか、それは全部のを応募しよったと。これは全部取る可能性もあるということも考えられるんで、無駄な考え方が入ったらいけないので。今度からはそういうことがないように私は注意してほしいと。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに。今元議員。

議員（7番 今元 直寛君） これが今回決定したということで、これは町民の皆さんに告知する。これは当然広報か何かでやられるわけですよ。そうした場合に、先ほど小田議員ですか、一応その団体名の名前はあっても、そこに代表者の名前がないということで、やっぱり代表者名ぐらいはちゃんとしてやっとなないと、一番最後ですか、何とかグループとかいうようなね、あれでしたら、町民の方はますます不信感なり持つんじゃないかということをおもいますんで、その辺ははっきり、どういうふうな方法でやられるんか、それは聞いておきたいとします。

議長（荒川 政義君） 今元議員。今の話は先ほど私が言ったんですが、執行部に資料をそろえて提出させますので、御理解をお願いします。

暫時休憩します。

午後3時28分休憩

午後3時29分再開

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第22号周防大島町陸奥野営場、周防大島町立陸奥記念館及び周防大島町なぎさ水族館の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第23号周防大島町総合交流ターミナルの指定管理者の指定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第24号竜崎温泉潮風の湯の指定管理者の指定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的にはね、出せるものは一定程度、議長名で出してくれということではありますが、実際的に、竜崎温泉にかかわる部分で、ちょっと危惧している部分があります。

といいますのが、選考委員さんが前提としとるのが、この選んだ方々が、それまでにいわゆる団体設立、これを前提に選考協議していくんだという判断になっております。

ほいで実際的にこういう今の段階では、全くわからんわけですね。その団体の性格なり何なりが。確かに議長が言われるように、一定程度出すということであったとしても、選定委員の皆さん方が判断しちよるんが、前提として、こういう書き方をしちよるんですね。竜崎ね。グループ名があって、実際にグループ名はどのような方向で会社を立ち上げるかわからない。それは会社を立ち上げることについて、前提として書かれていると。これが、今度は議決の対象になりますよね。仮に。

それで議決の対象になった場合、例えば議決が先になりますから、そうすると、その段階で、実際的には設立がされてなかった場合、これは非常に判断としても困るんじゃないかと、その点でちょっと聞いちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 法人体制をとられることを条件としてと、体制をとられることを優先交渉権者とする条件としたいということがあるんですよね。それで、これはプレゼンのときにそういう質問をしております。それは本人のほうから、もうそのプレゼンのときに会社をつくりたいと、株式会社にしたいという意見がありました。そういうことを述べております。（「今のグループ名は何て。グループの中の」と呼ぶ者あり）藤本グループというのは椋野の藤本敦生さんと、そのグループの中に松村良一さんがおられます。その2人の名前しか出ておりません。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最終的には町の責任で提案する以上は、いわゆる会社づくりが前提ですよ。採決の段階では会社はできてないかもわからんが、採決後の具体的な交渉開始については、具体的な交渉開始いいますか、いわゆる交渉を相手方とする場合には、それは当然今言われた株式会社としてできとりますよというのが、いつの時期を指して。例えば、3月の中旬までには会社をつくることは保証しますよとか、その前提があるんかね。全然ないんですか。

議長（荒川 政義君） 西村商工観光課長。

商工観光課長（西村 利雄君） プレゼンのときも当然出たお話でございます。さきに部長申しましたとおりですね、4月1日スタートに向けて会社設立ということで頑張っております。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 1つだけちょっと質問します。非常に難しいのが、今この竜崎温泉だと思えます。中でもおふろの利用券等がございまして、そういった緩和条件等がすべて受けた方にも御迷惑がかからない方向性も考えた契約になると思えますし。

それから、この2ページ目に納付金の額等があります。そういった条件も今まで御審議いただいた方は別として、これから指定管理を受けますよというお方辺に対しまして、町がこういうふうに提示しておりますよという諸条件を議員に示していただいたら、よろしいんじゃないかと思えます。

したがって、それ先ほど議長が出すと言われてましたんで、よろしいと思えますので、そういったことのすべてがまだ残務として残っておりますので、特に難しい問題だなと思っておりますから、その辺も町長、よくお考えになって、御契約をお願いしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） ふろ券の回数券等の問題だろうと思えますけれども、現指定管理者の温泉券につきましては、3月31日ということで、それぞれ後ろかどっか示しておりますんで、それ以降は無効でございます。

それと、新しく指定管理者になられる方には、そこらを協議して、ふろ券の回数券等は指示してまいりたいと思っております。町の回数券につきましては、そのまま有効でございます。

議長（荒川 政義君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 1点ほどお伺いいたします。3団体ほど応募があったということなんですが、合計点、点数を別に言うわけじゃないんですが、合計点のところをみますと750点満点で、すべて400点以下ですよ。

ほかの施設、それぞれ点数が出ておりますが、このレベルという まあ言い方が御無礼かもわかりませんが、この数字で要するに指定管理の交渉権を得たという施設はないわけですが、これはちょっと審査員の方も非常に困っておられたというか、非常に不安を持ってあって、こういう点数になったんじゃないかと思うんですが、その辺の判断はどういうふうにされたんですかね。

まあ、一応審査会のほうから推薦があったというのは事実でしょうが、それにしても余りにもほかの施設の点数と比べて、点数自体非常に低いと思われるんですよ。いかがでしょうか。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） ただいまの御質問ですが、今回の納付金額、これを審査の方法の中で納付金額がゼロと、それ以下というのがあったわけです。以下というのはマイナスですから、反対に指定管理料くださいというのがありましたんで、そこがすべてゼロ点なんです。そういたしますと、納付金額の額は25点あるわけです。一人ですね。25点ということは、5人でいきや125点ですか。その、もう点が見つからない。

それと、もう1点は、ある方はまだ会社組織がありませんので、1点ですか。そういった関係でかなり点数が低くなっております。ですから、一番の原因は納付金額だと思っております。

議長（荒川 政義君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） じゃ、今回新しい指定管理をした場合に、例えば経費面でいうと今までよりもかかるということですか、全体的に見て。そういうふうに判断をしていいですかね。

議長（荒川 政義君） 西村商工観光課長。

商工観光課長（西村 利雄君） 前回と募集要項については変わっておりません。指定管理者募集要項の中に、管理運営に要する経費というのがございまして、これ管理経費について書かれておるんですが、ここの施設については納付金が見込まれる施設ですよということで、原則3年間でございますが、納付金額を提案してくださいというふうになっております。赤字となった場合については、みずからで補てんしてくださいと、町の補てんはありませんよということで、お示しをしております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） あの、経費がかかるというふうに理解していいんですかね、じゃあ。支出が多いということですか。何も多いからいけんということを言いたいんじゃないんですが、どういう面で、じゃあふえるわけですか。

議長（荒川 政義君） 西村商工観光課長。

商工観光課長（西村 利雄君） 今回の納付金につきまして、前は400万円ぐらいの納付金でございました。その差異というのは利用料が、利用者が前は13万6,000人で計算をしておりました。今回の納付金の算定基準は使用料を10万人ということで積算しております。その差異によって、一応納付金額が出てないということでございます。

プレゼンのときもあったんですが、一応町の施設でありますから減価償却等はありません。売り上げで収益があった分については、町のほうに還元したいというような回答ももらっております。

以上です。

議長（荒川 政義君） 3回済んだ。

議員（13番 魚谷 洋一君） 最後です。結果的なことを言うわけじゃないんですが、必ずいる経費というものはあると思うんですよね。例えば、お客さんが100人来ようが、10万人来ようが、そういう部分についてはどうですか。

例えば、それは1人当たり100人来るよりも、10万人来てくれたほうが、あるいは100万人来てくれたほうが、例えば1人当たりの人数が少なくとも上がり上がってくるでしょうが。でも、100人来ても、やっぱりいるものはいるんだという部分があると思うんですけど、その辺はどうですか。

例えば、過去に言いますと、どういう言い方するんですかね。上納金という言い方がおかしいんですが、町へ、例えばその施設がプラスをしたという場合に、幾らか納めていましたというような金額の変更とかというようなものはあるんですか。これは最後にしますので、その辺もお願いします。

議長（荒川 政義君） 西村商工観光課長。

商工観光課長（西村 利雄君） この問題につきましては、協定書の中で今後うたっていくようになると思います。よろしくお願いします。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第19号から第24号までの質疑を終結します。討論、採決は最終日といたします。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

議員（19番 小田 貞利君） 15日にいろんな、出せる限りの資料を出していただけるということですが、いきなり最終日に質疑なしで討論、採決というのはどうかと思うんですが。お考えをお聞かせください。

議長（荒川 政義君） 私の。

議員（19番 小田 貞利君） はい。

議長（荒川 政義君） あのですね、議会運営委員会の中で日程表をつくったわけですが、そのときに議案を付託するかどうかということも審議の対象になったわけです。議会運営委員会の中では、最終日に討論、採決をしようということになって、付託については決定されておりません。よろしいですか。

議員（19番 小田 貞利君） いや、15日に最低限度の今議員さん方の質問に対する資料を出せると、それを見て、やっぱり聞きたい部分は当然出てくると思うんです。そういう機会を設けてもらえんですかという、あれです。

議長（荒川 政義君） 質疑の終結を宣言しておりますので。大変厳しいあれなんですけど、申しわけないんですが。（「はい」と呼ぶ者あり）議会ルール上、質疑は終結しておりますので、御了解を願いたいと思います。

### 日程第33・議案第25号

議長（荒川 政義君） 日程第33、議案第25号動産の買入れについて（塵芥車）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第25号動産の買入れ（塵芥車）につきまして、補足説明をいたします。このたびのじん芥車の買入れにつきましては、平成8年に購入し、一般廃棄物収集業務に使用してまいりました俗にパッカー車と言われておりますじん芥収集車について、その更新を行い、収集業務のより円滑な推進を図ろうとするものであります。

去る12月2日、町内11業者による指名競争入札の結果、周防大島町大字森の山下モーターズが950万円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた997万5,000円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに納期につきましては、契約の日の翌日から平成22年3月29日までといたしております。

つきましては、周防大島町の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回動産、自動車部門ですが、実際的に質疑の趣旨は、いわゆる購入先、例えば、旧4町それぞれありますよね、旧4町それぞれ。それで動産を買い入れる、車を買う場合、特殊製品だから、例えば後からの修理とか、そのほかがあるからかわかりませんが、旧町ごとに新たに入札する部類については、旧町ごとの自動車会社が落札するちゅう傾向が強いんじゃないかというふうに思いますが、実際としてどういう状況にとらえちよるのか。

これは仮に、それが続いてくると、本来の入札原則である、特殊品と言えども、実際的には競争性は発揮できない繰り返しになる可能性があるということで、私のほうはとらえておりますが、執行部のほうはどういうふうにとらえているんじゃないか。今回もそれぞれが、それぞれの地域でそれぞれの入札結果を出すということになれば、今までも当然ずっと自動車業界についてあつ

たと思うんですよ。その流れについてね、とらえちよる部分があれば、きちっと聞いちょきたい、  
いうふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） これにつきましては、今指名する場合に、周防大島町内に資格  
を持ちます全業者に指名を今回しておりますんで、旧町単位で云々とかいうこともないやに思い  
ますけど、結果、納める旧町単位に言いますと、納める所以外の旧町の方が落札したりとか、  
そういうこともありますんで、今は全部でやっておりますんで、そういうことはないと思ってお  
ります。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回3台、今から3台続くわけですが、今回のいわゆるパッカー  
車については、納品場所、森となっておりますが、落札については山下モータースということに  
なっておりますが、この会社はどちらにあるんですか、山下モータースというのは。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 資料にもございますように契約の相手方として、周防大島町大  
字森684番地とありますんで、旧東和町です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 納品場所とあれを勘違いしたんですが、このじん芥車はどこに置  
こうとするんですか、購入したら。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 生活環境部の中の生活衛生課のほうで管理していきます。それ  
で、今一応東和の総合支所に置く予定であります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第25号動産の買入れについて（塵芥車）、原案の  
とおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34・議案第26号

議長（荒川 政義君） 日程第34、議案第26号動産の買入れについて（周防大島町消防団積載車）を上程し、これを議題とします。

本件は地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、中本博明議員の退場を求めます。

〔12番 中本 博明君 退場〕

議長（荒川 政義君） 補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第26号動産の買入れ（周防大島町消防団積載車）につきまして、補足説明をいたします。

このたびの周防大島町消防団積載車の買入れにつきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源とし、昭和57年度に町消防団橘支部団に配備した消防ポンプ自動車の更新で、消防防災体制の強化・充実を図るものであります。

去る12月2日に、10社による指名競争入札の結果、周防大島町大字西安下庄の有限会社中本モーターズが835万円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた876万7,500円で契約を締結しようとするものです。

なお、参考までに納期につきましては、契約の日の翌日から平成22年3月26日までといたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的には納入場所については小松126番地2ということになっておりますが、実際的には、この車両をどこに置こうとするのか。

また、中本モーターズというのは、どこにある、いわゆる旧町でいえば、どこにある会社でしょうか。聞いときたい、いうふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 会社のある場所ですが、まあ契約の相手方としましてあります大字西安下庄997番地ということになります。

議員（8番 広田 清晴君） 納入場所、納入場所、置く場所。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 基本的に古い車両の交換ということで、今回は橋を、支部団を予定しております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、敷札について聞きます。というのが、実際的に消防団積載車、いわゆる購入額、一般的にいう積載車料と次に出てくる多目的積載車購入費用、これを御承知のように、こちらのほうが50万円ばかり高いというのが、皆さん方が示された業者に対する価格であります。

ほいで実際的に、仕様書等いろいろ見てみたら、逆にいわゆる多目的のほうが本来なら高いんじゃないかというふうに認められます。それはホースの数とか、いろいろあってからね、客観的に見りゃね、逆じゃなければおかしいんですよ。一体何を基準にやったのかということなんです。それも答えてください。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 積載車の予定価格が924万円に対して、多目的車のほうが871万5,000円という御指摘の部分だと思います。確かに両車とも基本的に変わりはございませんが、搭載物によって差が出るのが、一応現実でございます。

本来なら消防機材以外のものを搭載する、いわゆる救助資機材搭載型車両、多目的車というのはそういうふうな意味合いがっております。ですから、消防機材以外の救助機具を載す、そっこのほうが本来は高くないといけないんです。御指摘のとおりでございます。

ただ、今回は搭載物については消防庁からの寄贈がありました。これは、ことし県下5自治体だったかな、その中に入りまして、それをもらえた関係で、それでぐっと安くなりました。今回、差については、その搭載する機材の差が出たというふうになっております。

ちなみに、積載車のほうとのあれでは、多目的車とはチェーンソー、油圧カッター、AEDとか、こういうものは非常に高いもんですね。約80万円から100万円ぐらいあるんですけども、そういうものを全部もらえたということで、差がついたということで御理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第26号動産の買入れについて（周防大島町消防団

積載車)、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

中本議員の入場を許します。

〔12番 中本 博明君 入場〕

#### 日程第35・議案第27号

議長(荒川 政義君) 日程第35、議案第27号動産の買入れについて(周防大島町消防団多目的積載車)を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長(岡村 春雄君) 議案第27号動産の買入れ(周防大島町消防団多目的積載車)につきまして、補足説明をいたします。

このたびの周防大島町消防団多目的積載車の買入れにつきましては、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を財源とし、昭和59年度に町消防団大島支部団に配備した小型動力ポンプ積載車の更新で、消防防災体制の強化・充実を図るものであります。

去る12月2日に10社による指名競争入札の結果、周防大島町大字西屋代の杉山モーターズが800万円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた840万円で契約を締結しようとするものです。

なお、参考までに納期につきましては、契約の日の翌日から平成22年3月26日までといたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) これも实际的に調べてみると、価格、いわゆる敷札の関係で、かなり疑念がある部分であります。实际的に、今回多目的積載車両購入費、これについても、先ほど議決された中身と、私は逆ぐらいの状況がある。それは皆さん方が出した、洗口のホースの数とか、いろんなことを考えて見れば、逆にこちらのほうが高くて当たり前の状況が見受けられます。私の調査ですればね。

ほいで、もう一つ、やっぱりこっちのほうが、さっき総務課長のほうが答弁されましたけどね。实际的に、もうこれ以上敷札については質疑をしません、やっぱりかなり問題がある。価格については問題があるというふうに考えております。

それとも一つ、今回たまたまという言い方をするかどうかわかりませんが、それぞれ納入先がありますよね。今回3つあって、それぞれ橘、東和、これ大島という格好で、私は、これはたまたまだとはとれないと、いわゆる競争力が発揮できたとはとても思えないような状況ではないかというふうに考えております。

やっぱり、これがきちっと競争力発揮されればね、それは町の姿一つなんですよね。例えばもう、はなからね、町自身が納入先に向けて、その旧町の単位で競争してもらいますよちゅうのも一つの考え方だろうし、ほいでまた、全体であるちゅうのも一つの考え方だろう思うんですよ。それはあくまで行政長がね、きちっとリーダーシップを発揮せんとですな、いつまでもこういう状況が続くと、たまたまでは済まんじゃないかという理論は当然議会からも、執行部からも出るんじゃないかというふうに危惧しちよるんです。

先ほど課長さんが、よそからもあるよと言いますが、これは議決案件ですから、実際的にはそういう積み重ねがね、私はあいまいになる可能性があるという点だけは指摘しちよく。質疑を終わります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第27号動産の買入れについて（周防大島町消防団多目的積載車）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

#### 日程第36・議案第28号

議長（荒川 政義君） 日程第36、議案第28号動産の買入れについて（校務用コンピューター）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第28号動産の買入れ（校務用コンピューター）につきまして、補足説明をいたします。

本案は、町内18の小中学校の教員を対象にした校務用コンピューターを整備するために合計147台を購入しようとするものであります。

去る12月2日に11社の指名競争入札により、周防大島町大字西方の有限会社ふくやが1,380万598円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた1,449万627円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに納期につきましては、契約の日の翌日から平成22年3月19日までといたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、実際的には周防大島町内中学校ということで、さっき台数等がありましたが、これは学年でいえば何学年、すべての学年を指してますか。それとも、どういう格好で進めているのか、ちょっと答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 町内の小中学校の先生方のパソコン147台でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第28号動産の買入れについて（校務用コンピューター）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第37・議案第29号

議長（荒川 政義君） 日程第37、議案第29号動産の買入れについて（パソコン教室用パソコン機器）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第29号動産の買入れ（パソコン教室用パソコン機器）につきまして、補足説明をいたします。

本案は、5つの中学校の生徒を対象にしたパソコン教室用パソコン合計139台と、それに関連する周辺機器を購入しようとするものであります。

去る12月2日に11社の指名競争入札により、周防大島町大字久賀の有限会社中谷事務機が1,848万7,000円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた1,941万1,350円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに納期につきましては、契約の日の翌日から平成22年2月26日までといたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 済みませんね、お疲れのところ。今、先ほどの前段のものを含めまして、コンピューター関係は納めになるわけでございますけども、実はメンテナンスがついて回るんですよね。要するに修理関係が。

そのことをひっくるめまして、執行部にぜひお願いしたいなというのは、何年ぐらいは無償で修理しますよというような諸条件もいただいてほしいなと思っています。最近では非常に多いことでございますので、ぜひ、その点をお考えいただいて実行してほしいと思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 仕様書の中に、本体の無償保証期間1年、構成パーツ無償保証期間3年というのをうたっております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第29号動産の買入れについて（パソコン教室用パソコン機器）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38・議案第30号

議長（荒川 政義君） 日程第38、議案第30号動産の買入れについて（電子情報ボード）を上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第30号動産の買入れ（電子情報ボード）につきまして、補足説明をいたします。

本案は、学校ICT環境整備事業の一環で、小中学校の授業に活用する電子情報ボード、俗に電子黒板機能つきデジタルテレビと言われておりますモニター機器を合計18台購入しようとするものであります。

去る12月2日に11社の指名競争入札により、下松市大手町の株式会社周南コンピュータサービスが651万円で落札いたしました。落札価格に消費税の額を加えた683万5,500円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考までに納期につきましては、契約の日の翌日から平成22年3月19日までといたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第30号動産の買入れについて（電子情報ボード）、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第39・議案第31号

議長（荒川 政義君） 日程第39、議案第31号周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負

変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第31号周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負変更契約の締結について、補足説明をいたします。

防災行政無線施設整備工事につきましては、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中国社と契約し、平成18年度より工事を着工し、計画の最終年度となり、町内すべての世帯に戸別受信機を設置する予定で事業を進めてまいりました。

しかしながら、高齢者の単身世帯での死亡や親族に引き取られ町外で生活される方あるいは所在がどうしても確認できない世帯などのため、戸別受信機の設置数が当初計画の1万558台から453台減り、1万105台となる見込みとなりました。

このため、原契約額6億7,809万円を1,090万7,400円減額し、契約額を6億6,718万2,600円に変更しようとするものであります。

なお、参考までに工期の終了は、当初契約では平成22年3月25日までとしておりましたが短縮し、本年12月31日までといたしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これは、どこどこに設置しようとするのか。場所等について既に特定されとると思うので、答弁を求めて置きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） お答えします。戸別受信機の変更でございますので、ちょっと場所等は、詳細には。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第31号周防大島町防災行政無線施設整備工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の議会は12月17日木曜日午前9時30分から開きます。

午後4時14分散会